

選定した特定の事件

(1) 金沢市企業局の水道、ガス、発電及び公共下水道事業に関する

財務事務の執行について

目 次

第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4 外部監査の方法	1
(1) 監査要点	1
(2) 主な監査手続	1
5 外部監査の対象期間	1
6 外部監査の実施期間	1
7 監査人補助者	1
8 利害関係	2
第2 外部監査の結果	3
第1章 ガス事業	3
1 事業の概要	3
2 事業の財務状況	5
(1) 経営成績	5
(2) 財務状態	6
3 財務上の検討事項	6
(1) たな卸資産	6
(2) 有形・無形固定資産	8
(3) 各設備及び建設仮勘定	9
(4) 休止設備	10

(5) その他無形固定資産	11
(6) 退職給与引当金	11
(7) 修繕引当金	12
(8) 新会計基準適用による財務数値への影響	14
4 個別課題	14
(1) 簡易ガス事業	14
(2) 天然ガス自動車ガススタンド	18
第2章 水道事業	20
1 事業の概要	20
2 事業の財務状況	21
(1) 経営成績	21
(2) 財務状態	22
(3) 今後の見込み	22
3 財務上の検討事項	23
(1) 有形固定資産における各設備及び建設仮勘定	23
(2) 退職給与引当金	23
(3) 修繕引当金	24
(4) 新会計基準適用による財務数値への影響	26
4 個別課題	26
(1) 県水の購入	26
(2) 金沢市水道サービス公社への委託業務	30
(3) ガス及び水道に関する開閉栓業務委託	33
(4) ペットボトル「金沢の水」の販売事業	37
第3章 下水道事業	40
1 事業概要	40
2 事業の財務状況	41

(1) 経営成績	41
(2) 財務状態	42
(3) 使用料改定の影響	43
(4) 企業債の負担	46
3 財務上の検討事項	47
(1) 有形固定資産	47
(2) 退職給与引当金	48
(3) 修繕引当金	49
(4) 貸倒引当金	50
(5) 新会計基準適用による財務数値への影響	51
4 個別課題	51
(1) 合流式下水道の改善	51
(2) 金沢市水洗便所改造資金融資	54
(3) 井戸水利用に伴う公共下水道の不正使用	61
第4章 発電事業	63
1 事業の概要	63
2 事業の財務状況	65
3 財務上の検討事項	67
(1) 事業外固定資産	67
(2) 固定資産仮勘定	68
(3) 濁水準備引当金	69
(4) 総括原価を構成する費用	70
4 個別課題	75
(1) 環境変化と課題（電気料金面）	75
(2) 環境変化と課題（原価面）	76
(3) 対応など今後の課題	77

第5章 事業共通	79
1 料金徴収事務手続	79
(1) 供給停止	79
(2) 供給停止の一時保留と解除	81
(3) 分割納付の承認	82
(4) 交渉内容の事前承認	82
(5) 時効中断手続と認識	83
(6) 納入誓約書の利用促進	84
(7) 滞納額の充当方法	84
(8) 滞納処分（財産調査、財産差押）の実施	85
(9) 不納欠損（不納欠損を行う時期と私債権の債権放棄手続）	88
(10) 不納欠損（時効成立時期）	90
(11) 延滞金	91
(12) より効果的な滞納整理に向けて	92
2 資産化される人件費の範囲	92

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び金沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

金沢市企業局の水道、ガス、発電及び公共下水道事業に関する財務事務の執行について

3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

金沢市企業局は、ガス、水道、発電及び公共下水道という市民生活に直結する事業を一体的に担う地方公営企業であるが、これらの適切な運営により、市民に貢献する責務を負っている。

一方で、各事業とも需要構造の変化により、収益の増加は見込めない中、これからも継続的に設備投資や老朽化対策を行う等、今後も多くの維持管理費用が必要になるものと考えられる。

このような状況において、各事業における経営管理について、適正に運営されているか、効率的、効果的に事業が執行されているかどうかについて検証することは、市民生活の安定のために有用であることから選定した。

4 外部監査の方法

（1）監査要点

- ①財務事務は条例等に基づき適正に執行されているか。
- ②施設・備品等の管理及び運営は効率的に実施されているか。
- ③事務の執行が効果的かつ効率的に行われているか。
- ④会計処理は、地方公営企業法等の基準に準拠し、適正に行われているか。
- ⑤将来の事業見通し及び計画策定は適切に行われているか。

（2）主な監査手続

主に質問、閲覧、必要に応じて視察、現物確認等を実施した。

5 外部監査の対象期間

原則として平成24年度を対象としたが、必要に応じて過年度及び平成25年度の一部についても監査の対象とした。

6 外部監査の実施期間

平成25年6月4日から平成26年3月18日まで

7 監査人補助者

長 澤 英 樹（公認会計士）

柴 義 公（公認会計士）

小野田晴美（公認会計士）

8 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査の結果

第1章 ガス事業

1 事業の概要

金沢市のガス事業は、企業局の前身である金沢電気瓦斯株式会社が明治41年に金沢市でガスの供給を開始したことから始まった。現在では、港エネルギーセンターにおいて24時間体制でガスを製造しており、金沢市内の約67,000戸に都市ガスを供給している。港エネルギーセンターの概要は表1のとおりである。

表1 港エネルギーセンターの概要

施設名	港エネルギーセンター		
所在地	金沢市湊3丁目6番地		
敷地面積	34,288㎡		
主要設備名称		能力	数
製造設備	LNG（液化天然ガス）製造設備（密閉式）	1t/h	6基
	LNG製造設備（温水式）	5t/h	2基
	No.1SNG（代替天然ガス）プラント	10万㎡/日	1基
原料貯蔵設備	LNG貯槽	100kl	3基
		1,200kl	1基
	LPG（液化石油ガス）タンク	30t	2基
		150t	1基
		400t	1基
ガス貯蔵	球形ガスホルダー	5,000㎡×0.97MPa	2基

また、一般ガスの販売量の推移に関しては、表2のようになっている。

表2 一般ガスの販売量の推移 (単位：上段は千m³、下段は%)

販売量	区分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	家庭用	16,935	16,704	16,388	15,954	15,384
	(増減率)	△4.9	△1.4	△1.9	△2.6	△3.6
	商業用	10,274	9,987	11,353	11,128	11,266
	(増減率)	9.5	△2.8	13.7	△2.0	1.2
	工業用	3,591	3,543	3,401	3,546	3,582
	(増減率)	36.2	△1.3	△4.0	4.3	1.0
その他	10,503	10,404	12,105	11,861	12,192	
(増減率)	0.5	△0.9	16.3	△2.0	2.8	
総販売量	41,303	40,638	43,247	42,489	42,424	
(増減率)	2.5	△1.6	6.4	△1.8	△0.2	

この中で、家庭用が減少を続けているが、これはオール電化の傾向が強まり、ガスそのものを使用する家庭が減少している理由によるものである。この動きは、全国的な動きであるが、他の都市ではその需要減を工業用等の需要増で補っている。これは、工業用は大口料金が適用される場合が多いため、天然ガス設備への転換が図られやすいことによるものである。ところが、金沢市の場合には工業需要そのものがあまり多い地域ではない。これは、表3のように、富山市などをエリアとする日本海ガス株式会社の販売区分別構成割合と比較すると歴然としている。つまり、家庭用が全国と同様に減少傾向であるにもかかわらず、金沢市という都市の性格から、大量の需要が見込める工業用については多くの増加は見込めないということである。

表3 平成24年度販売実績 (単位：販売量は万m³、構成比は%)

区分	金沢市		日本海ガス (富山市)	
	販売量	構成比	販売量	構成比
家庭用	1,538	36	1,607	18
商業用	1,126	27	932	11
工業用	358	8	5,466	62
その他	1,219	29	862	9
合計	4,242	100	8,868	100

※ 日本海ガス株式会社ホームページより作成

※ 四捨五入の関係で、各項目の合計が一致しないことがある

2 事業の財務状況

(1) 経営成績

ガス事業における過去5年間の経営成績は、表4のとおりである。

表4 過去5年間の経営成績の推移

(単位：百万円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
営業収益	7,303	6,880	7,232	7,401	7,569
ガス売上	6,901	6,537	6,836	7,063	7,277
営業雑収益	314	264	317	258	211
簡易ガス収益	88	79	79	80	81
営業費用	7,619	6,756	6,867	6,761	6,792
減価償却費	2,067	2,081	2,034	1,832	1,587
液化天然ガス原料費	2,291	2,273	2,444	2,658	2,929
営業雑費用	304	247	308	227	200
液化石油ガス供給費	119	103	105	98	100
その他	2,838	2,052	1,976	1,946	1,976
営業利益	△316	124	365	640	777
営業外収益	84	89	99	104	96
他会計負担金・負担金	25	35	43	49	42
その他	59	54	56	55	54
営業外費用	688	439	399	370	342
支払利息及び企業債取扱諸費	459	425	393	364	339
その他	229	14	6	6	3
経常利益	△920	△226	65	374	531

過去5年間の経営成績の推移をみると、平成21年度に平均8.13%の料金改定を行ったことにより、平成22年度から経常損益が黒字に転換した。しかし、ガス販売量そのものが伸び悩んでいることもあり、営業収益の大幅な改善というところまでは至っていない。費用面で特に顕著なのが、原料である液化天然ガスの原料費である。平成24年度は平成20年度に比べ約3割も増加している。これは、東日本大震災を受けて国全体として購入量が増加したこともあって、単価が上昇してきていることが原因である。今後は、現在進行している円安の影響を受けて、さらに原料費が上昇する懸念がある。

現行では、原料費調整制度により原料価格の上昇分は、料金に転嫁できる仕組みになっているが、それを超えた場合には、本格的な料金改定を行う必要がある。したがって、ガス事業は、原料価格の上昇というリスクを抱えていると言える。

(2) 財務状態

ガス事業における過去5年間の財務状態は、表5のとおりである。

表5 過去5年間の財務状態の推移 (単位：百万円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
総資産	24,254	22,625	21,614	21,421	21,124
固定資産	22,310	21,254	19,854	19,019	18,345
有形固定資産	22,267	21,043	19,664	18,860	18,206
無形固定資産	42	210	190	158	139
投資	160	200	115	55	—
流動資産	1,944	1,371	1,760	2,402	2,779
現金・預金	1,308	663	1,004	1,678	2,118
その他	636	708	756	724	661
負債	1,831	1,279	1,206	1,246	1,169
固定負債	496	507	509	447	478
流動負債	1,335	771	697	798	690
資本	22,423	21,346	20,408	20,174	19,955
自己資本金	8,066	8,184	8,284	8,384	8,484
借入資本金	20,800	19,737	18,756	18,020	17,159
資本剰余金	5,175	5,268	5,313	5,341	5,352
利益剰余金	△11,618	△11,844	△11,945	△11,571	△11,040

財務状態に関しては、大幅な欠損金を抱えている状態である。これは、平成15年度までに実施した熱量変更事業の影響や、その後の原料輸入価格の高騰を受けて生じたものであり、現在の利益状況をみる限り、大幅な改善の目途は立っていない。借入資本金に関しては、平成14年度に残高のピークを迎えたのち、徐々にではあるが減少させてきている。

公営企業の企業債の発行は、自治体の信用力で発行できるため、民間企業のように財務内容の悪化が金融機関の不信を買い、結果として資金不足によりさらなる財務内容の悪化をもたらすようなことはない。しかし、公営企業といえども企業であることに違いはない。このような資本欠損の状態と多額の企業債の存在は、販売量の大きな増加見込みがない中、ガス事業の大きな足かせとなっている。

3 財務上の検討事項

(1) たな卸資産

たな卸資産として、製品（ガス）、原料（ブタン、LNG、プロパン）、貯蔵品（ガス器具、簡易ガス用メーター）を保有・管理しているが、「金沢市企業局会計規程」第50条の規定に基づき、毎年度末に実地たな卸を行うこととなっている。

金沢市企業局会計規程（抜粋）

（たな卸資産の範囲）

第36条 たな卸資産とは、次に掲げる物品で、たな卸経理を行うものをいう。

- (1) 製品
- (2) 原料
- (3) 貯蔵品

（実地たな卸し）

第50条 企業出納員及び物品取扱員は、毎年度末に実地たな卸しを行わなければならない。

2 企業出納員及び物品取扱員は、前項に定める場合のほか、たな卸資産が天災その他の事由により滅失した場合その他必要があると認められる場合には、随時に実地たな卸しを行わなければならない。

（実地たな卸しの立会い）

第51条 企業出納員は、前条第1項及び第2項の規定により実地たな卸しを行う場合は、たな卸資産の受払いに関係のない職員で、管理者の指定するものを立ち合わせなければならない。

なお、たな卸資産の過去5年間の推移は、表6のとおりである。

表6 たな卸資産の過去5年間の推移 (単位：千円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
たな卸資産	89,334	75,607	82,188	93,477	83,069
製品	4,464	3,793	4,261	4,669	4,882
原料	70,336	60,502	70,484	79,530	73,909
貯蔵品	14,533	11,311	7,443	9,277	4,277

（監査手続）

実地たな卸の実施状況について、担当者にヒアリングするとともに、たな卸明細表、実地たな卸結果報告書、決裁伺書の閲覧を実施した。

（監査結果）

貯蔵品については、実地たな卸し・立会が行われているが、製品及び原料については、実地たな卸し・立会が行われてはおらず、ITシステムにより把握される数量が記載されていた。

ガス、LNG等の実地たな卸しについては、対象物の特性上、制御室内のITシステムやタンク等の計器に頼らざるを得ないものの、実地たな卸しの意義を踏まえて、ITシステム画面での読み取り及び画面のハードコピーを取り、また、計器での確認を行う等の必要がある。

また、24時間体制でガスを製造していることから、実地たな卸の実施中においても入庫・払出がなされている状況にあるため、実地たな卸し高と帳簿たな卸し高とを確定する基準時刻（例えば0時）及び上記ITシステム画面や計器上での計数を実地確認する時刻を定め、実地確認さ

れた残高にたな卸し基準時刻までの入庫・払出量を加減算した残高を以って期末時点の实地たな卸し高とする等の工夫も必要となる。

なお、これらの具体的・詳細なたな卸しの実施方法等については、明確にルール化し、これを文書化することが望ましい。

【意見】

製品、原料及び貯蔵品の具体的なたな卸しの実施方法等については、明確にルール化することが望ましい。

(2) 有形・無形固定資産

有形固定資産及び無形固定資産の過去5年間の推移は、表7のとおりである。

表7 有形固定資産及び無形固定資産の過去5年間の推移 (単位：千円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
有形固定資産	22,267,710	21,043,093	19,664,658	18,860,774	18,206,119
製造設備	3,680,082	3,169,932	2,619,254	2,171,139	1,859,335
供給設備	16,894,420	16,255,203	15,749,401	15,498,763	15,182,991
業務設備	889,840	973,041	677,864	658,429	645,035
簡易ガス設備	416,673	370,272	333,246	315,103	278,313
休止設備	414	414	414	414	414
建設仮勘定	386,279	274,228	284,476	216,924	240,028
無形固定資産	42,417	210,993	190,049	158,245	139,709
電話加入権	2,545	2,545	2,545	2,545	2,545
施設利用権	222	172	135	90	63
その他	39,649	208,274	187,368	155,601	137,101
減価償却費	2,067,229	2,080,902	2,034,447	1,831,546	1,624,718
売上原価	515,312	553,216	556,287	448,795	312,539
供給販売費	1,466,032	1,437,793	1,360,703	1,272,876	1,204,779
一般管理費	38,766	43,491	72,916	70,644	70,351
簡易ガス費用	47,118	46,400	44,539	39,229	37,048
固定資産除却費	14,510	17,581	9,852	14,247	16,973
売上原価	1,514	—	—	—	—
供給販売費	10,999	16,316	9,788	14,017	16,209
一般管理費	1,996	1,264	64	230	763
簡易ガス費用	—	—	—	—	—
固定資産売却損	—	—	166,141	—	—

※ H22年度（固定資産売却損）旧若宮ガス機器ステーションの売却による

(3) 各設備及び建設仮勘定

①供給設備の取得時期

(監査手続)

固定資産台帳及び平成24年度のガス管改良・新設・拡張工事の明細書を閲覧するとともに、担当者にヒアリング（関係資料等による確認を含む）を実施した。

(監査結果)

ガス管改良・新設・拡張工事については、支出時において建設仮勘定で整理するとともに、建設仮勘定から供給設備への振替は、工事毎に完成検査を終え、事業の用に供した月（取得月）に行われるのではなく、同じ管種・同じ口径に集約して期末日に行われている。その結果、取得月は事業の用に供した月ではなく、すべて3月とされており、減価償却費計算においても、取得月から開始されるのではなく、3月から開始されており、1ヶ月分のみ減価償却の実施となっている。

これは、監督官庁への各種報告等にあたり、管種別・口径別による報告記載が多いことから当該事務の効率性が優先された結果であると推測されるが、事業の用に供した月以降ガス供給に伴う収益計上がなされていることを踏まえれば、当該収益と減価償却費の適正な対応関係を図るべく、また、適切な原価管理を行うためにも、取得月から減価償却費計算を実施すべきである。

なお、この点、「金沢市企業局会計規程」第72条においても規定されているところでもある。

金沢市企業局会計規程（抜粋）

(減価償却の方法)

第72条 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりとする。

- (1) ガス事業会計は、取得の当月から定額法により行うこととする。ただし、取替資産については、初年度においては、年償却額の2分の1とすることができる。

【意見】

ガス管改良・新設・拡張工事については、事業の用に供した月から減価償却費計算を実施すべきである。

②適用耐用年数

(監査手続)

固定資産台帳を閲覧し、平成24年度取得の20,000千円以上の取得価額の固定資産について、適用している耐用年数の妥当性について検討を行った。

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

③建設仮勘定

(監査手続)

建設仮勘定一覧表を入手、閲覧し、必要に応じて、担当者にその内容等について、ヒアリング（関係資料等による確認を含む）を実施した。

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

(4) 休止設備

(監査手続)

休止設備の内容（今後の方針を含む）について、担当者にヒアリング（関係資料等による確認を含む）を実施した。

(監査結果)

貸借対照表上、休止設備として計上されている414千円については、特記すべき事項は発見されなかった。

ただし、製造設備として計上されている下記の建物及び機械装置につき、現在休止中、また、今後休止が見込まれる案件があった。

(現在休止中の案件)

No. 2 SNGプラント 帳簿価額31,979千円（うち建物5,784千円、機械装置26,195千円）

平成13年新設、運転開始するも、LNGタンク・LNG温水式気化器増設に伴い、平成20年に休止、現在に至る案件であり、休止後、維持修繕の実績は無い。

(今後休止が見込まれる案件)

No. 1 SNGプラント 帳簿価額33,040千円（うち建物5,790千円、機械装置27,250千円）

全量LNGへの移行・切替えに伴い、平成27年度稼働停止、平成28年度以降休止の見込み。

これらの案件は、ともに経済産業省への届出上は設備能力として扱われている案件であるが、平成27年度には廃止の届出も検討されており、平成27年度末における各々の帳簿価額は、No. 1 SNGプラント32,262千円、No. 2 SNGプラント31,228千円、合計63,490千円と見込まれている。

現状の管理状況や今後の計画等を踏まえ、有姿除却処理ないし廃止届出を行う予定年度までの間にわたり減価償却が完了するよう耐用年数の短縮や残存価額（取得価額の5%）の償却を行うことが健全な処理と考える。

【意見】

現在休止中または今後休止が見込まれるプラントについては、有姿除却処理または廃止届出を行う予定年度までに減価償却が完了するよう耐用年数の短縮や残存価額の償却を行うことが健全な処理と考える。

(5) その他無形固定資産

(監査手続)

その他無形固定資産に係る内訳明細書を入手、閲覧を実施した。

また、取得価額10,000千円以上の案件について、減価償却計算が適切に行われているか再計算を実施した。

(監査結果)

その他無形固定資産としてシステム関連投資が計上されていたが、特記すべき事項は発見されなかった。

(6) 退職給与引当金

退職給与引当金については、「金沢市企業局会計規程」第16条の勘定科目（別表第2表）において退職給与引当金の計上を規定し、第79条の決算整理事項として諸引当金の計上を挙げているが、具体的な計上目的、算定方法等は示されていない。

金沢市企業局会計規程（抜粋）

(勘定科目)

第16条 局の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分して行うものとする。

2 前項に規定する勘定科目の区分は、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5及び別表第6に定めるところによる。

(決算整理)

第79条 企業総務課長は、毎年度経過後速やかに振替伝票により次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

(3) 諸引当金の計上

別表第2（第16条関係）ガス事業会計勘定科目表（抜粋）

款：固定負債 項：引当金

目：退職給与引当金、修繕引当金

ガス事業においては、毎年度の退職給与金予算額の執行残高が発生した場合に、当該余剰金額につき引当金繰入を行っているが、平成24年度においては、52,364千円の退職給与引当金の繰入が行われている。

なお、過去5年間における退職給与引当金等の推移は、表8のとおりである。

表8 過去5年間における退職給与引当金等の推移 (単位：千円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
退職給与引当金 (A)	92,128	51,242	57,177	16,211	68,576
自己都合要支給額 (B)	1,191,595	1,076,560	1,096,305	1,081,662	1,063,687
A/B (%)	7.7	4.8	5.2	1.5	6.4

○退職給与引当金の会計処理方法と引当金残高

地方公営企業においては、「地方公営企業法施行規則」第12条第2項及び別表において退職給与引当金を例示しているが、詳細な定めはない。

退職給与引当金の算定方法等について詳細な定めがない中で、引当金繰入額として予算執行残高を繰入計上していることにつき、基準違反であるとは言えないが、「『地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）』の施行に関する取扱いについて」において、各事業年度において引き当てるべき額の基準として、当事業年度末日に在職する全職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金額（自己都合要支給額）から、前事業年度末日に在職した職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における退職給与金額を控除した金額を基準とする方法を適当であるとしており、また、平成26年度の予算及び決算から適用される新地方公営企業会計基準において計上が義務化される退職給与引当金の算定方法のうち、簡便法（自己都合要支給額による方法）として容認されている方法であることを踏まえれば、引当金の繰入方法の見直しを行い、より適切な処理方法へと変更することが必要である。

この場合、各事業年度において発生していると認められる退職金要支給額を費用として損益計算書に計上し、各事業年度末における自己都合要支給額が固定負債（引当金）として貸借対照表に計上されることとなる。

ガス事業における自己都合要支給額と実際の退職給与引当金の設定状況については、平成24年度末において、自己都合要支給額1,063百万円に対して、実際の退職給与引当金残高は68百万円であり、995百万円の大幅な引当不足の状況にある。

引当不足額については、新地方公営企業会計基準の適用時点において、一括計上することが原則とされているが、職員の退職までの平均残余勤務年数の範囲内（最長15年以内）での対応も可能とする激変緩和措置が用意されていることから、当該措置の適用も含めた今後の対応について、早急に決定する必要がある。

(7) 修繕引当金

修繕引当金については、「金沢市企業局会計規程」第16条の勘定科目（別表第2表）において修繕準備引当金の計上を規定し、第79条の決算整理事項として諸引当金の計上を挙げており、具体的な計上目的、算定方法等については、内規として「金沢市企業局修繕引当金計上基準」を定め、事業年度末における修繕引当金の残高の計上限度額は、当該年度の前6年ないし2年の5ヶ

年間の平均実修繕費額に2分の1を乗じた額とすることとし、また、残高が限度額を超えている場合には、計画的に超過額を解消するものとしている。平成24年度においては、21,829千円の修繕引当金の取崩が行われている。

なお、修繕引当金の過去5年間の推移は、表9のとおりである。

表9 修繕引当金の過去5年間の推移 (単位：千円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
修繕引当金残高	404,074	456,136	452,370	431,708	409,879
修繕費	322,099	255,231	323,416	179,144	189,718
売上原価	51,637	18,294	36,294	17,670	25,868
供給販売費	263,094	230,156	283,395	157,142	160,024
一般管理費	4,642	5,458	2,674	2,391	2,969
簡易ガス費用	2,726	1,323	1,053	1,941	917

○修繕引当金の計上方法

地方公営企業においては、「地方公営企業法施行規則」第12条第2項及び別表において修繕引当金を例示しているが、詳細な定めはない。

なお、「『地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）』の施行に関する取扱いについて」において、修繕費の執行額があらかじめ定めた予定基準額に満たない場合には、その差額を引当金に整理することができるとしており、この場合の各事業年度の費用として計上すべき基準額として、当事業年度の前数事業年度における修繕費実績額の平均額又は当該企業の当該事業年度における資産の帳簿原価の一定割合の額等とすることが適当であるとしている。過年度における修繕費実績額をみると、現状の引当金残高は過大な水準にあり、より実態にあった適切な引当金の設定が必要である。

(8) 新会計基準適用による財務数値への影響

ガス事業における新会計基準適用後の財務数値見込みは、表10のとおりである。

表10 ガス事業における新会計基準適用後の財務数値見込み (単位：百万円)

区分	項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
収入	ガス売上	7,697	7,593	7,499	7,412	7,329
	その他収入	584	571	557	543	526
	計	8,281	8,164	8,056	7,955	7,855
支出	維持管理費	2,183	2,130	2,136	2,104	2,102
	原料費	3,797	3,808	3,791	3,778	3,769
	減価償却費	1,456	1,403	1,382	1,330	1,227
	支払利息	285	262	243	215	188
	計	7,721	7,603	7,552	7,427	7,286
経常収支①		560	561	504	528	569
特別利益②		360	0	0	0	0
特別損失③		108	0	0	0	0
収益的収支 (①+②-③)		812	561	504	528	569
累積収支		△ 9,644	△ 9,083	△ 8,579	△ 8,051	△ 7,482

4 個別課題

(1) 簡易ガス事業

(概要)

附帯事業として行う簡易ガス事業に関しては、「金沢市液化石油ガス供給条例」が定められており、その第3条において、供給地点群として金沢湖陽住宅団地、瑞樹団地、南森本、大浦・東蚊爪の4つの供給地点群を規定の上、当該地点を対象として簡易ガス供給が行われている。

なお、簡易ガス事業とは、ガス事業法第2条第3項において、一般の需要に応じ、政令で定める簡易なガス発生設備において発生させたガスを、戸建住宅や集合住宅のような小規模かつ地域限定的な需要(70戸以上)に対し導管により供給する事業と規定されている。

金沢市液化石油ガス供給条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、本市が行うガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する簡易ガス事業のガスの供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給地点群等）

第3条 本市のガスの供給地点群（一の団地内にある供給地点の総体をいう。以下同じ。）は、金沢湖陽住宅団地供給地点群、瑞樹団地供給地点群、南森本供給地点群及び大浦・東蚊爪供給地点群とする。

2 前項に規定する供給地点群の供給地点は、企業管理規程で定める地点とする。

金沢市液化石油ガス供給に関する規程（抜粋）

（供給地点）

第3条 条例第3条第2項に規定する企業管理規程で定める地点は、中部経済産業局長に許可を受けた別表第1の地点とする。

別表第1（第3条関係）

区分	供給地点	供給地点数
金沢湖陽住宅団地供給地点群	（省略）	300
瑞樹団地供給地点群	（省略）	1,053
南森本供給地点群	（省略）	148
大浦・東蚊爪供給地点群	（省略）	393

ガス事業法（抜粋）

（定義）

第2条

3 この法律において「簡易ガス事業」とは、一般の需要に応じ、政令で定める簡易なガス発生設備（以下「特定ガス発生設備」という。）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業であつて、一の団地内におけるガスの供給地点の数が七十以上のものをいう。

①簡易ガス料金の改定状況

簡易ガス料金につき、一般ガスと同様、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならず、「簡易ガス事業供給約款料金算定規則」に基づき算定し、供給約款について認可を得ている。

また、供給地点の減少やガス料金の値上げなど供給条件の変更を行う場合は、事前の「供給約款変更認可」が必要となる。

ガス事業法（抜粋）

（供給約款等）

第17条（第37条の7第1項による準用） 一般ガス事業者（簡易ガス事業者）は、ガスの料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（事業の許可）

第37条の2 簡易ガス事業を営もうとする者は、供給地点群ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

過年度における簡易ガス料金改定の実施状況については、南森本供給地点群では平成13年4月以降、その他の供給地点群でも平成18年4月以降、原料費を料金で回収できない状況となっていたところ、平成21年4月に、追い打ちをかけるように、簡易ガスの原料である液化石油ガスの価格の高騰もあったため、料金改定が実施されている。また、平成24年10月に全ての化石燃料を対象に地球温暖化対策のための税（環境税）が創設され、簡易ガスの原料であるプロパンにも課税されることとなったことを受け、その増税分につき値上げのための料金改定が実施されている。

表11 過年度におけるガス料金の状況

区分		湖陽団地	瑞樹団地	南森本	大浦・東蚊爪	
料金表A (8m ³ まで)	基本料金 (円)	660.00				
	従量料金 (円/m ³)	～H21.3	370.74	370.74	338.57	428.27
		H21.4～	421.30	421.38	400.15	443.76
		H25.4～	421.83	421.91	400.68	444.29
料金表B (8m ³ を超える場合)	基本料金 (円)	732.80				
	従量料金 (円/m ³)	～H21.3	361.64	361.64	329.47	419.17
		H21.4～	412.20	412.28	391.05	434.66
		H25.4～	412.73	412.81	391.58	435.19

※1 基本料金、従量料金は、いずれも税抜金額である

※2 ～H21.3の従量料金は、原料費調整後の金額である

②供給地点数の状況

4つの供給地点群における供給地点数は、各団地の全分譲区画をガス供給可能な地点として許可を受けているが、未分譲区画や当初からオール電化等が採用されている区画又はオール電化等へ転換した区画など、将来ガス供給が行われることが無いと判断される地点が含まれている。

実際、供給戸数の状況は、表12のとおり、許可を受けている供給地点数を大きく下回る状況にあり、今後もオール電化等への転換等により一定の減少が見込まれる。

表12 4つの供給地点群における供給地点数

(単位：戸)

区分	許可 供給地点数 (A)	H22年度	H23年度	H24年度 (B)	B/A (%)
湖陽団地	300	222	216	209	69.7
瑞樹団地	1,053	575	559	544	51.7
南森本	148	73	72	70	47.3
大浦・東蚊爪	393	203	200	197	50.1

③収支状況

簡易ガス事業の過去5年間の収支状況は、表13のとおりである。

表13 簡易ガス事業の過去5年間の収支状況

(単位：千円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
売上	88,460	78,916	79,331	79,594	81,230
費用	118,930 (100.0)	102,950 (100.0)	104,555 (100.0)	97,659 (100.0)	99,852 (100.0)
原料費	52,049 (43.8)	38,670 (37.6)	43,349 (41.5)	42,348 (43.4)	47,200 (47.3)
減価償却費	47,118 (39.6)	46,400 (45.1)	44,539 (42.6)	39,229 (40.2)	37,048 (37.1)
人件費他	19,763 (16.6)	17,880 (17.3)	16,667 (15.9)	16,082 (16.4)	15,064 (15.6)
損益	△30,470	△24,034	△25,224	△18,065	△18,662
設備	416,673	370,272	333,246	315,103	278,313

※ カッコ内は構成比

簡易ガス料金は、簡易ガス事業供給約款料金算定規則第2条において、「原価算定期間として、供給地点群における全ての供給地点にガスを供給することとなる予定の日以後の日を始期とする1年間を定め、当該期間において簡易ガス事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額を算定しなければならない」と規定されており、上述の平成21年4月における料金改定（平成24年10月の石油石炭税の転嫁による料金改定は除く）においては、平成24年度末に普及率が100%に達するとの想定の下、平成25年度の1年間を原価算定期間として改定が行われている。

上述のとおり、供給地点数における想定が現状と大きく乖離しており、結果、料金水準がガス供給の実態から乖離し、全地点群の収支合計は赤字であり、かつ、各個別の地点群においても赤字の状態が続いている。

液化石油ガス原料費は変動費としてガス料金によって回収がなされるものの、固定費である減

償却費の負担が重く、今後の収支見通しにおいても、大浦・東蚊爪地点群では平成28年度に、瑞樹団地地点群では平成33年度に黒字化を見込むが、残り2地点群においては平成34年度までの黒字化の見込みはない。また、黒字化が見込まれる2地点群においても、減価償却費の低減により黒字化が見込まれるものであり、企業努力が効きにくい収支構造となっているのが現状である。

なお、当該見込みは、供給戸数につき平成24年度実績による減少率により今後推移するとして前提において供給戸数を見込んでいるものの、減価償却費については、導管入替え等の新規投資がないとの前提に基づいたものである。

(監査結果)

赤字の原因は、許可を受けている供給地点数に未分譲区画が含まれていたことや、その後オール電化等への転換が進んだことにより、現状のガス供給の実態と大きく乖離したことが要因である。

簡易ガス事業単独での赤字の解消は、上述の収支見通しのとおり、厳しい状況にあり、一般ガス供給による利益を以って簡易ガス事業の赤字を支えている現状が認められるが、今後、電力システム改革が進行する中、ガス事業においてもガス料金制度・運用の見直しの議論が進められ、一般ガス供給においても厳しい経営環境となることが容易に見込まれる状況下、簡易ガス事業の赤字解消に向けた抜本的な対応が必要と思われる。

具体的には、企業努力による更なる徹底した赤字解消への取組みに加えて、前回の料金改定実施時期を踏まえ料金の安定性確保の観点を考慮の上、実態に即した供給地点数を前提とした適正な料金を設定すべく料金変更認可申請を行う必要がある。

また、南森本供給地点群における供給地点数は、平成24年度末において70戸であり、地点数の減少傾向を踏まえれば、簡易ガス事業の定義にある「一の団地内におけるガスの供給地点の数が七十以上」に抵触しかねない状況にあり、供給地点の増加に向けた需要者開拓への積極的取組み或いは廃止の可能性も含め、今後の対応について早急に検討が必要である。

【意見】

簡易ガス事業については、実態に即した供給地点数を前提とした適正な料金を設定すべく料金変更認可申請を行う必要がある。

【指摘事項】

南森本供給地点群については、簡易ガス事業の前提である供給地点数70戸を下回る恐れがあるため、需要者開拓の増加に向けた積極的取組みや廃止の可能性も含め、今後の対応について早急に検討する必要がある。

(2) 天然ガス自動車ガススタンド

(概要)

天然ガス自動車は、排気ガスがクリーンで窒素酸化物や硫黄酸化物をほとんど排出せず、二酸化炭素もガソリン車に比べて2割～3割削減することができ、環境性に優れているが、企業局で

は、この天然ガス自動車の普及に注力しており、3ヶ所の天然ガススタンドを設置している。

平成24年度における天然ガススタンドの収支状況については、売上高22,665千円（雑収益－雑収入として計上）に対して、天然ガス原料費として約9,124千円（注1）及び運営費用（需要開発費）28,687千円を計上しており、大幅な赤字となっている。

また、売上高を顧客別に見た場合、企業局及び金沢市役所が6,925千円と約3割を占めており、続いて運送・運輸会社などトラック・バスによる事業者等から構成されており、その利用者（業界）は極めて限定的となっていることから、金沢市（公的な部門）による売上高が無かった場合、これらの特定の民間事業者らからの売上高のみでは、その赤字幅は更に拡大する現状にある。

（注1）収益費用明細書の計数に基づき原料比率（ $1 - \text{液化天然ガス原料費} / \text{ガス売上高}$ ）を試算し、これに上記売上高を乗じた計数を記載している。

（監査結果）

運送・運輸会社等の民間事業者においては、天然ガス燃料費がガソリン費用に比べて安価であることから、天然ガス自動車購入に係る国の補助金制度の存在もあって、天然ガス自動車を導入・採用してきており、天然ガススタンドを利用し、その経済的な恩恵を受けている。一方、一般市民レベルにおいては、天然ガス自動車購入に係る補助金制度は平成24年度で廃止され、天然ガス自動車の購入価格が高いこともあって、電気自動車等と異なり天然ガス自動車の普及には全く目途が立ってはおらず、天然ガススタンドの利用がほとんどない或いは進んではおらず、経済的な恩恵が享受されていない状況にあり、また、より安価な天然ガスを燃料とする圧縮天然ガスバス（CNGバス）についても、その運賃等が特段安く設定されているわけでもないことから、間接的な恩恵すら受けられてはいない状況にある。

確かに一般市民レベルにおいても低公害性という環境面での恩恵を受けており、その点においては、環境施策の一つとしてその意義や重要性が認められるものの、経済的な恩恵については、天然ガススタンドの利用者である特定の事業者等のみが享受し、一般市民レベルには及ばない状況下、天然ガススタンドを運営・維持するために大幅な赤字を計上し、これを一般需要家の負担で補填する構造は、適切ではないと言える。

赤字を計上してまでの天然ガススタンドの運営・維持については、電気自動車普及のための施策など他の環境施策との関連性を踏まえつつ、総合的・全体的な環境施策の中でその位置付けを明確にし、今後の天然ガススタンドの運営方針・あり方を再検討する必要がある。

【意見】

赤字を計上してまでの天然ガススタンドの運営については、環境施策全体の中での位置付けを明確化した上で、今後の運営方針・あり方を再検討する必要がある。

第2章 水道事業

1 事業の概要

金沢市の水道事業は昭和5年に犀川の表流水を取り入れて給水を開始して以来、80年以上の歴史を有している。この間、水需要に応えるべく第1次から第5次にわたる拡張事業の実施により現在の水道普及率は99.3%に達しており、平成24年度の実績では給水戸数が193,121戸（前年度比1,056戸増加）に、給水人口が459,046人（前年度比516人増加）となっている。また、近年では震災対策として配水池の耐震補強工事や配水管の改良工事が実施され耐震性の向上が図られている。

他方、料金徴収の対象となる販売量（有収水量という）は、50,934千 m^3 （前年度比612千 m^3 減少）と平成8年度から減少傾向にあり、有収水量に無収水量（修繕業務の使用水等）と無効水量（漏水等）を加えた年間の配水量も55,612千 m^3 と前年度比で480千 m^3 減少している。これは環境問題が注目され始め、節水意識の向上や節水機器の普及などが原因とみられている。

水道事業が提供する水は石川県との協定書に基づいて石川県から供給されるもの（以下「県水」という）と金沢市の水道事業が独自に提供するもの（以下「自己水」という）から構成され、県水と自己水の割合は54.7：45.3（自己水割合は前年度比で0.7ポイント低下）となっている。この結果、金沢市の水道事業が独自に有する浄水施設の利用率は33.7%にとどまり、約3分の2の施設設備を利用しないまま、他方で県水の供給を受けているという状況にある。

表14 水道普及率と配水量

（単位：千 m^3 ）

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
普及率	99.2%	99.2%	99.3%	99.3%	99.3%
配水量	56,421	55,745	56,472	56,092	55,612
有効水量	55,378	54,750	55,260	54,229	53,643
有収水量	52,722	52,008	52,501	51,546	50,934
無収水量	2,656	2,742	2,759	2,683	2,709
無効水量	1,043	995	1,212	1,863	1,969
有収率	93.4%	93.3%	93.0%	91.9%	91.6%

2 事業の財務状況

(1) 経営成績

水道事業における過去5年間の経営成績は、表15のとおりである。

表15 水道事業における過去5年間の経営成績 (単位：百万円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
営業収益	8,974	8,751	8,506	8,101	8,048
営業費用	8,615	8,578	8,036	7,823	7,708
受水費	3,617	3,617	3,161	3,009	3,009
減価償却費	2,307	2,335	2,424	2,418	2,363
その他	2,691	2,626	2,451	2,396	2,336
営業利益	359	173	470	278	340
営業外収益	370	336	379	402	359
営業外費用	849	814	718	662	630
経常利益	△120	△305	131	18	69

有収水量は、過去5年間で約1,800千 m^3 減少しており、また、県水の購入単価引下げにともなう平成22年度からの料金値下げの影響もあり、営業収益はこの5年間で926百万円の減少となっている。とりわけ有収水量については、節水意識の向上や節水機器の普及などにより今後も減少することが見込まれている。

他方、営業費用は大半が減価償却費などの固定費であり、特に県水の購入額（受水費）が営業費用の約40%を占めている。水需要が減少し、それに伴って収入の減少が見込まれる中で収入が減少しても固定的に費用が発生し続ける財務体質となっていることは大きな財務上のリスクである。今後、施設や設備の水準、さらには県水の供給量も含めて、徴収できる水の利用料金（収入）に応じたものへとダウンサイジングしていかなければならなくなってくることは明らかである。県水問題は非常に重要であることから、県との交渉を進める必要がある。

(2) 財務状態

水道事業における過去5年間の財務状態は、表16のとおりである。

表16 水道事業における過去5年間の財務状態 (単位：百万円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
総資産	68,005	66,300	66,868	67,614	68,471
固定資産	61,398	60,737	60,725	60,912	61,239
有形固定資産	60,272	59,467	59,530	59,809	60,349
無形固定資産	1,016	1,160	1,085	993	880
投資	110	110	110	110	10
流動資産	6,607	5,563	6,143	6,702	7,232
現金・預金	5,694	4,802	5,225	5,823	6,483
その他	913	761	918	879	749
負債	2,148	1,899	1,702	1,752	1,735
固定負債	879	782	605	515	528
流動負債	1,269	1,117	1,097	1,237	1,207
資本	65,857	64,401	65,166	65,862	66,736
自己資本金	24,469	24,987	25,527	26,063	26,583
借入資本金	12,533	10,640	10,119	9,618	9,187
資本剰余金	27,628	27,857	28,473	29,116	29,838
利益剰余金	1,227	917	1,047	1,065	1,128

平成24年度末において保有している資産は合計で684億円余りにのぼり、内訳は施設設備などの固定資産が612億円余りと90%近くを占め、このほか現金預金が64億円余りとなっている。これに対して負債は未払金など17億円が計上されているが、企業債である借入資本金の残高が91億円余りあり、実質的な負債はこれらを合計した109億円程度ということが出来る。また、平成26年度からの制度変更により、資本剰余金として計上されている298億円余りの残高についても、償却資産の取得財源となったものについては負債計上されることとなっており、財務安全性の指標である自己資本比率は現在よりも低下することになる。

こうした企業債の元金償還や利息の支払いの財源は、基本的には料金収入ということになるが、今後、水に対する需要の減少による収入の減少が見込まれる中では、企業債の償還や利息支払いのための財源確保が困難となり、企業債を抱えていることの負担がしだいに重くなってくることが予測される。

(3) 今後の見込み

なお、平成26年度からの新会計基準適用により、現在資本剰余金に計上されている項目の一部が長期前受金へ振り替わり、これが事後的に収益化されてくることになるため、資金の流入は伴わないものの、当分の間、黒字が続く見通しとなっている。

とはいえ、水需要の減少により給水収益が減少していくことはほぼ確実であることから、供給体制を含めて収入に見合ったコスト体質にしていかなければならないことは間違いない。対策としては、収入面では料金の引き上げを、コスト面では水を供給するために自ら有している施設設備や人員体制の見直し、あるいは営業費用の40%を占めている県水の供給について購入量や購入単価の見直しなどによって収入に見合った水準に縮小していかなければならないが、現時点では経営効率化を課題として認識しているものの、一部委託化を検討しているにとどまっている。

今後の水需要減少とそれに伴う収益の減少にどう対応していくのかについて、財務状況が比較的安定している現時点において、より具体的な検討を行うことが対応として必要である。

【意見】

今後の水需要減少とそれに伴う収益の減少にどう対応していくのかについて、財務状況が比較的安定している現時点において、より具体的に検討する必要がある。

3 財務上の検討事項

(1) 有形固定資産における各設備及び建設仮勘定

①適用耐用年数

(監査手続)

固定資産台帳を閲覧し、サンプルにより適用している耐用年数の妥当性について検討を行った。

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

②建設仮勘定

(監査手続)

建設仮勘定一覧表を入手、閲覧し、必要に応じて、担当者にその内容等について、ヒアリング(関係資料等による確認を含む)を実施した。

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

(2) 退職給与引当金

退職給与引当金については、ガス事業の「退職給与引当金」に記載のとおり、「金沢市企業局会計規程」第16条の勘定科目(別表第3表)において退職給与引当金の計上を規定し、第79条の決算整理事項として諸引当金の計上を挙げているが、具体的な計上目的、算定方法等は示されていない。

水道事業においては、毎年度の退職給与金予算額の執行残高が発生した場合に、当該余剰金額につき引当金繰入を行っているが、平成24年度においては、15,712千円の退職給与引当金の繰入が行われている。

なお、過去5年間における退職給与引当金等の推移は、表17のとおりである。

表17 過去5年間における退職給与引当金等の推移 (単位：千円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
退職給与引当金 (A)	129,165	222,232	176,800	106,581	122,293
自己都合要支給額 (B)	1,663,936	1,618,161	1,540,161	1,528,423	1,415,640
A/B (%)	7.8	13.7	11.5	7.0	8.6

○退職給与引当金の会計処理方法と引当金残高

地方公営企業においては、「地方公営企業法施行規則」第12条第2項及び別表において退職給与引当金を例示しているが、詳細な定めはない。

退職給与引当金の算定方法等について詳細な定めがない中で、引当金繰入額として予算執行残高を繰入計上していることにつき、基準違反であるとは言えないが、「『地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）』の施行に関する取扱いについて」において、各事業年度において引き当てるべき額の基準として、当事業年度末日に在職する全職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金額（自己都合要支給額）から、前事業年度末日に在職した職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における退職給与金額を控除した金額を基準とする方法を適当であるとしており、また、平成26年度の予算及び決算から適用される新地方公営企業会計基準において計上が義務化される退職給与引当金の算定方法のうち、簡便法（自己都合要支給額による方法）として容認されている方法であることを踏まえれば、引当金の繰入方法の見直しを行い、より適切な処理方法へと変更することが必要である。

この場合、各事業年度において発生していると認められる退職金要支給額を費用として損益計算書に計上し、各事業年度末における自己都合要支給額が固定負債（引当金）として貸借対照表に計上されることとなる。

水道事業における自己都合要支給額と実際の退職給与引当金の設定状況については、平成24年度末において、自己都合要支給額1,415,640千円に対して、実際の退職給与引当金残高は122,293千円であり、1,293,347千円の大幅な引当不足の状況にある。

引当不足額については、新地方公営企業会計基準の適用時点において、一括計上することが原則とされているが、職員の退職までの平均残余勤務年数の範囲内（最長15年以内）での対応も可能とする激変緩和措置が用意されていることから、当該措置の適用も含めた今後の対応について、早急に決定する必要がある。

(3) 修繕引当金

修繕引当金については、ガス事業の「修繕引当金」に記載のとおり、「金沢市企業局会計規程」第16条の勘定科目（別表第3表）において修繕準備引当金の計上を規定し、第79条の決算整理事項として諸引当金の計上を挙げており、具体的な計上目的、算定方法等については、内規として「金沢市企業局修繕引当金計上基準」を定め、事業年度末における修繕引当金の残高の計上限度

額は、当該年度の前6年ないし2年の5ヶ年間の平均実修繕費額に2分の1を乗じた額とすることとし、また、残高が限度額を超えている場合には、計画的に超過額を解消するものとしている。平成24年度においては、2,145千円の修繕引当金の取崩が行われている。

なお、修繕引当金の過去5年間の推移は、表18のとおりである。

表18 修繕引当金の過去5年間の推移 (単位：千円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
修繕引当金	749,830	559,807	428,723	408,026	405,881

○修繕引当金の計上方法

地方公営企業においては、「地方公営企業法施行規則」第12条第2項及び別表において修繕引当金を例示しているが、詳細な定めはない。

平成26年度の予算及び決算から適用される新地方公営企業会計基準において計上が義務化されるが、引当金については、引当金の要件を踏まえ、計上するものとされている。

会計上は引当金の要件が求められることとなったことから、特別修繕引当金のみの計上となっているが、水道事業においては特別修繕以外の通常の施設設備の修繕も事業を行う上で不可欠で重要なコストである。また、企業局も将来必要であるからこそ、従来より修繕引当金を計上している。したがって、新会計基準に基づき純資産を算定するにあたっては、現在計上されている修繕引当金の計上額についても、会計上の要件が明確になったことから、当該要件に照らして正確に修繕引当金を計上する必要がある。特に、特別修繕以外の通常の修繕引当金については、修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるものに限定されていることから、計上に当たってはより慎重に判断する必要がある。

【参考】

地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針（平成24年総務省告示第18号）（抜粋）

第5章 負債に関する事項

第4 その他の引当金及びその評価

- 2 修繕引当金（企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上される引当金をいう。）は、修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるものに限り計上する。
- 3 特別修繕引当金（数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上される引当金をいう。）は、法令上の義務付けがある等修繕費の発生が合理的に見込まれるものに限り計上する。

(4) 新会計基準適用による財務数値への影響

表19にあるとおり、新会計基準を適用した場合には、退職給与引当金1,293百万円（特別損失③に含む）等の計上により、平成26年度における収益的収支はマイナス124百万円となり、累積収支は895百万円となる。

表19 新会計基準適用後の財務数値見込み (単位：百万円)

区分	項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
収入	給水収益	7,715	7,630	7,536	7,455	7,344
	水道加入金	229	234	230	228	228
	その他収入	972	970	978	955	959
	計	8,916	8,834	8,744	8,638	8,531
支出	維持管理費	2,499	2,432	2,449	2,465	2,476
	受水費	3,009	3,009	3,009	3,009	3,009
	減価償却費	2,393	2,375	2,399	2,314	2,326
	支払利息	194	187	183	178	175
	計	8,095	8,003	8,040	7,966	7,986
経常収支①		821	831	704	672	545
特別利益②		406	0	0	0	0
特別損失③		1,351	0	0	0	0
収益的収支 (①+②-③)		△124	831	704	672	545
累積収支		895	1,726	2,430	3,102	3,647

4 個別課題

(1) 県水の購入

石川県と金沢市とのあいだで交わされた「石川県水道用水供給事業受給水協定書（昭和54年11月16日）」に基づき、当時から現在に至るまで金沢市は住民に対して供給する水を石川県から受水している。この協定の概要を示すと次のような内容となっている。

石川県水道用水供給事業受給水協定書（抜粋）

①石川県が金沢市に供給する水の1日当たり最大量を次のとおり定める

1日当たり最大量は協定適用初年度の昭和55年度で16,000m³とし、年度ごとに増量させていき、最終的には195,000m³とする（当初協定では昭和65年度（平成2年度）から195,000m³とする内容）。

②この最大量の70%に365を乗じた水量を年間最低受給水量とする（定めた値の70%は金沢市が買い取る義務がある）

この協定はこれまでに昭和58年、平成元年、平成6年、平成17年と4回の見直しが行われてお

り、1日当たり最大量を最終的には195,000m³とすること自体は変えていないものの、そこに到達するまでの期間の引き延ばしが図られている。

表20 1日当たり最大受給水量の変遷 (単位：m³)

年度	S54年度 当初	S58年度 見直し	H元年度 見直し	H6年度 見直し	H17年度 見直し
S55年度	16,000				
S56年度	16,000				
S57年度	27,000				
S58年度	44,000	30,800			
S59年度	58,000	40,450			
S60年度	98,000	50,100			
S61年度	112,000	59,750			
S62年度	134,000	69,400			
S63年度	153,000	79,050			
H元年度	174,000	88,700	84,680		
H2年度	195,000	98,350	90,310		
H3年度	195,000	108,000	95,940		
H4年度	195,000	117,650	101,570		
H5年度	195,000	127,300	107,200		
H6年度	195,000	136,950	112,830		
H7年度	195,000	146,600	118,470		
H8年度	195,000	156,250	156,250	118,950	
H9年度	195,000	165,900	165,900	118,950	
H10年度	195,000	175,550	175,550	118,950	
H11年度	195,000	185,200	185,200	118,950	
H12年度	195,000	195,000	195,000	118,950	
H13年度	195,000	195,000	195,000	118,950	
H14年度	195,000	195,000	195,000	118,950	
H15年度	195,000	195,000	195,000	118,950	
H16年度	195,000	195,000	195,000	118,950	
H17年度	195,000	195,000	195,000	118,950	
H18年度	195,000	195,000	195,000	130,960	118,950
H19年度	195,000	195,000	195,000	142,970	118,950
H20年度	195,000	195,000	195,000	155,000	118,950
H21年度	195,000	195,000	195,000	160,710	118,950
H22年度	195,000	195,000	195,000	166,420	118,950

H23年度	195,000	195,000	195,000	172,130	118,950
H24年度	195,000	195,000	195,000	177,840	118,950
H25年度	195,000	195,000	195,000	183,550	118,950
H26年度	195,000	195,000	195,000	189,260	118,950
H27年度	195,000	195,000	195,000	195,000	118,950
H28年度	195,000	195,000	195,000	195,000	130,960
H29年度	195,000	195,000	195,000	195,000	142,970
H30年度	195,000	195,000	195,000	195,000	155,000
H31年度	195,000	195,000	195,000	195,000	160,710
H32年度	195,000	195,000	195,000	195,000	166,420
H33年度	195,000	195,000	195,000	195,000	172,130
H34年度	195,000	195,000	195,000	195,000	177,840
H35年度	195,000	195,000	195,000	195,000	183,550
H36年度	195,000	195,000	195,000	195,000	189,260
H37年度～	195,000	195,000	195,000	195,000	195,000

協定の見直しを行い、当初設定した1日当たり最大量195,000m³への到達時期を遅らせている理由は、水需要の減少に伴い石川県からの供給が当初の見込みほどは必要なくなっているためである。

石川県との協定に基づけば、将来的に195,000m³/日×365日=71,175千m³の水の供給を受けることになるが、実際に平成24年度の配水量は金沢市の水道事業が自ら供給するものと県から供給されたものをあわせても、年間で55,612千m³に過ぎず、将来的に水需要の減少が見込まれる中で、最大値の到達点（1日当たり195,000m³、年ベースで71,175千m³）に達する可能性は極めて低く、再度の協定見直しが必要となるのは必至である。

これについて平成17年度に改訂されている現在の協定書に基づく平成24年度の水の供給量は1日当たり118,950m³（年ベースで43,417千m³）と年間配水量55,612千m³の78%となっており、金沢市が独自に供給する余地が20%程度あるように見えるが、平成17年度の改訂前の協定書では平成24年度における1日当たりの石川県からの供給量は177,840m³（年ベースで64,912千m³）となっており、金沢市で必要とされる水をすべて石川県からの供給によりまかなっている状態である。ちなみに昭和54年の当初の協定書では平成2年度の時点で最終到達点である1日当たり195,000m³の供給を受けることが可能となっていた。

一方で、水道事業が独自に保有する施設や設備を利用した単独での配水能力は、現時点で1日当たり205,000m³にのぼる。このうち平成24年度に実際に稼働し配水を行った量というのは1日平均で69,088m³にとどまっており、施設等の利用率は33.7%と約3分の1になっている（33.7%≒69,088m³÷205,000m³）。金沢市の1日当たり205,000m³という配水能力をもってすれば、年換算すると74,825千m³となり、平成24年度の配水量である55,612千m³を大きく超えていることが分かる。つまり、石川県からの水の供給を受けずとも金沢市の施設や設備をもって金沢市に必要とされる水を供給することが可能なのである。

金沢市における水の需要量（年間配水量）とそれに対する水の供給体制をまとめると、表21のようになる。

表21 水の需要量（年間配水量）と水の供給体制 （単位：千 m^3 ）

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
水の需要量（年間配水量） （A）	56,421	55,745	56,472	56,092	55,612
金沢市独自の供給能力（B）	74,825	74,825	74,825	74,825	74,825
B/A（%）	132.6	134.2	132.5	133.4	134.5
現協定における県からの 供給可能量（C）	43,417	43,417	43,417	43,417	43,417
C/A（%）	77.0	77.9	76.9	77.4	78.1

これをみると現在の水の需要量55,612千 m^3 （H24年度実績）に対して、石川県から供給を受けられる量は43,417千 m^3 、金沢市の施設設備を利用した供給量は74,825千 m^3 となっており合計すると118,242千 m^3 にのぼっており、需要量の約2倍に相当する過大な供給能力を有していることが分かる。

今後、水に対する需要が減少していく中でこの供給体制がさらに過大なものとなっていくことは確実であり、水道事業が保有する施設設備の水準をどこまで下げていくのか、また、石川県からの水の供給に対する買取義務をどこまで下げていくのかについて、水道事業として検討することはもちろんのこと、石川県から水の供給を受ける県内各市町とも連携を図ることによって、水の需要に見合った供給体制を構築し、それによって料金負担を軽減していくことが必要である。

【意見】

今後、水の需要減少と供給過大は確実であることから、水の需要に見合った供給体制を構築するため、水道事業の保有する施設設備や、石川県からの水の買取義務量について、どこまでの水準にするか、県との交渉を進める必要がある。

(2) 金沢市水道サービス公社への委託業務

① 検針業務等の委託

企業局では、(i) 水道・ガスメーターの検針事業、(ii) 水道メーター取替事業について、公益財団法人金沢市水道サービス公社（以下「公社」という）に随意契約により業務を委託している。

地方公営企業法施行令（抜粋）

（随意契約）

第21条の14 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 2 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき。

契約期間が平成25年度の公社への検針業務契約の随意契約理由には、「基本契約の第11条に、契約の有効期限について特段の意思表示がなければ契約を継続する規程があることから、上記業者と随意契約することが適当である」という記載がある。しかし、平成4年4月1日付で締結した「金沢市水道サービス事業管理運営の委託に関する基本契約」の第11条に、「甲または乙から別段の意思表示がないときは、更に、1年間この契約を継続する」という条項があることを理由に随意契約することが適当であるとするのは、如何にも形式的である。

そもそも地方公共団体が発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募る一般競争入札が原則であり、指名競争入札や随意契約はあくまで例外的な取扱いとなっている。したがって、たとえ契約書に契約の継続条項が含まれていたとしても、契約更新時には、今回の契約時点においてもなお、地方公営企業法施行令で求めている「その性質又は目的が競争入札に適しない」という要件を、当該契約が満たしているかどうかの実質的な判断が必要である。随意契約理由を契約更新時に毎回記載し、承認を得ることとなっていることを勘案しても、契約更新の都度実質的な判断が求められていると言える。

また、随意契約理由には、「業務内容に於いてもその特殊性に精通しており、昨年度と同様の業務を誠実に履行した実績があります」という記載もあるものの、過年度からの随意契約により公社のみが業務継続し行っていることから、公社が当該業務に精通しているというのも当然である。しかし、水道・ガスメーターの検針業務者について、公社自身が雇用契約により職員を育成し業務を行なっているものではなく、個人へ業務を委託している実態から見ると、公社のみにしかできない特殊業務とは考えられない。

以上より、金沢市サービス事業管理運営業務委託について、公社との随意契約を行う理由は十分とは言えない。

② 水道に関する開閉栓業務委託

企業局では、水道に関する開閉栓業務についても、公社に随意契約により業務を委託している。

契約期間が平成25年度の当該契約の随意契約理由には、「水道の専門知識と技術を有する職員

が多数在籍し」という記載があるが、企業局に確認したところ水道の専門知識を有する業者は、公社以外にも存在するとのことである。また、現在行われている水道に関する開閉栓業務のうち、ガスの開閉栓業務と同時に行われる場合や土曜日、日曜日、また、夕方以降など公社の営業時間外の水道の開閉栓業務は、ガス・水道開閉栓業務委託業者が行っている。このように公社以外の事業者が水道の開閉栓業務を行っている実態からも、公社以外にも業務を遂行できる業者は存在すると言える。

また、職員数の点においても、公社には企業局出身の職員が多数在籍していることから、長期に渡り水道工事に従事した経験者がいるという点はあるが、水道業務に関する専門業者は他にも多数存在しており、また、過去に公社以外への委託の公募が行われていない以上、当該業務を遂行できる唯一の業者であるとは言えない。

以上により、業務の処理件数も考慮し、公社以外にも広く業務委託先を検討していく必要がある。

③公社への委託契約

上記のとおり、企業局では、検針業務や水道に関する開閉栓業務委託といった水道関連業務について、公社と随意契約により委託を行っている。

その他、複数の業務が委託されており、平成25年4月1日付の公社との金沢市水道サービス事業等の委託に関する基本契約に含まれる委託業務の内容は表22のとおりである。

表22 金沢市水道サービス公社との委託業務の内容 (単位：円)

No.	業務名	金額	随意契約開始年度
i	水道・ガスメーターの検針業務	129,143,637	H4年度
ii	水道メーター取替業務	61,459,819	H4年度
iii	水道の開閉栓業務	25,182,743	H8年度
iv	給水装置検査業務	8,421,000	H11年度
v	排水設備検査業務	15,508,500	H17年度
vi	小規模受水槽調査指導業務	10,497,900	H4年度
vii	都市ガス周知チラシ配布業務	1,556,318	H4年度
viii	水道配水管の放水業務	4,106,275	H7年度
ix	ガス本支管の水取業務	4,669,639	H8年度
x	ガス本支管の漏洩検査業務	5,224,225	H11年度
xi	簡易ガス発生室の巡視・管理業務	1,136,100	H14年度
xii	水道配水管の漏洩調査業務	(新規)	H25年度
合計		266,906,156	

このように多くの契約が公社に委託されているが、その多くが上記のように、長期間に渡り随意契約となっている。また、①、②で確認したとおり、金額的にも多額な「水道・ガスメーターの検針業務」、「水道の開閉栓業務」であっても、必ずしも公社でしかできない業務とは思われ

ないものもある。企業局としては、一般事業者を含めた入札を実施した上で、なお、公社が選定されるのであれば問題はないが、公社設立以降、随意契約が長期間継続し、入札を実施することなく、他の民間業者への委託の検討が行われなかったことは、委託契約金額といった財務面のみならず、他の民間業者を排除している可能性があり問題である。

また、現在、他の自治体においては、株式会社等へ業務の委託が行われている事例も実際に存在し、企業局としては、今後、公社以外にも広く業務委託先を検討するとともに、公社との契約のあり方を検討していく必要がある。

【意見】

金沢市水道サービス公社との長期間の随意契約により、財務面や契約面において支障があることから、一般競争入札の導入など公社以外の民間業者の参入拡大を検討していく必要がある。

なお、上記のように企業局が公社へ委託する契約は多額となっており、平成24年度の公社の事業収益に占める割合は、92%となっている。また、公社との金沢市水道サービス事業等の委託に関する基本契約（平成25年4月1日付）では、委託業務内容について以下の記載がある。

金沢市水道サービス事業等の委託に関する基本契約（抜粋）

（委託業務）

第2条 「甲（金沢市企業局）は、乙（公社）が乙の定款に定める公益目的を達成するために実施する公益目的事業に関し、別表に掲げる水道サービス事業等の全部又は一部を乙に委託するものとする。

上記のとおり、公社の事業収益に占める企業局の委託業務割合が92%と多いこと、企業局が公社の公益目的を達成するために、水道サービス事業等の全部又は一部を公社に委託していることから、公社との委託契約を見直すに当たっては、公益財団法人としての公社のあり方そのものに影響を及ぼす。

外郭団体の見直しが全国的に行われている昨今、金沢市においても、外郭団体のあり方についての検討が行われ、公社の今後の方向性として「不断の見直しを行いつつ継続する団体」とされたところである。この結論を踏まえ、今後、公社の見直しを行っていく中で、公社への委託のあり方についても検討していく必要がある。

(3) ガス及び水道に関する開閉栓業務委託

①随意契約理由

企業局では、ガス及び水道に関する開閉栓業務について、企業9社を指名業者とし、委託契約を行っている。契約は、企業局と個別の企業との随意契約となっている。

地方公営企業法施行令（抜粋）

（随意契約）

第21条の14 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 2 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

ガス及び水道に関する開閉栓業務について、随意契約の理由について確認したところ、次の理由を挙げている。

(i) ガス・水道併用開閉栓業務の処理要員数は、通常期（繁忙期以外の時期）にあつては、1日最大5名を、また、繁忙時（3、4月）にあつては、最大で1日当たり18名の作業員が必要となる。そのため1、2社程度で本業務を遂行することは不可能であり、繁忙期の対応を考慮し、1社あたり2名程度を確保すると、最大9社の業者が必要となる。(ii) ガス・水道併用開閉栓業務の遂行に必要な開閉栓業務委託従事者研修の受講者が2名以上在籍し、(iii) ガス・水道の開閉栓に必要な専門知識を有していて、企業局の指示に応じて常時2名以上の体制をとれる業者は上記9社のみである。(iv) よって、上記9社と随意契約することが適当である。

上記理由(i)については、繁忙期には多くの作業員が必要となるということであるが、そうであるなら9社に限定することなく、むしろ広く委託業者を募るべきである。

また、(ii)については、「ガス・水道併用開閉栓業務の遂行に必要な開閉栓業務委託従事者研修の受講者が2名以上在籍し」とあるが、ここでいう受講者について企業局に確認したところ、「ガス水道等開閉栓業務委託従事者研修会」の受講者ということである。しかし、当該研修会開催の通知については、ガスサービスショップを除くと、随意契約を行っている指名業者9社にのみ送付しており、指名業者9社以外に受講の機会はなく、随意契約の理由となっていない。

さらに(iii)では、「ガス・水道の開閉栓に必要な専門知識を有していて」とあるが、「必要な専門知識」について確認したところ、「金沢市ガス工事資格者」と「ガス協会資格者」ということであった。

当該資格者数は、表23のとおりである。

表23 金沢市ガス工事資格者数及びガス協会資格者数 (単位：人)

区分	金沢市ガス工事資格者
ガス責任技術者	161
ガス責任技術者・第1種ガス本管工事士	124
ガス責任技術者・第2種ガス本管工事士	118
ガス責任技術者・ガス機器設置士	12
第1種ガス本管工事士	87
第2種ガス本管工事士	224
ガス機器設置士	87
合計	813

区分	ガス協会資格者
第1種	207
第1種内管溶接	35
第2種	366
第3種	52
合計	660

上記より「必要な専門知識を有して」いる者は多数いることから、常時2名以上の体制をとれる業者は上記9社のみとは断言できず、(iii)についても現在の指名業者9社のみを対象として随意契約を行う理由にはあたらない。

以上、検証したとおり(i)～(iii)すべてについて、随意契約の理由にはあたらない。

②過去5年間の指名業者

ガス・水道併用開閉栓業務委託契約については、上述のとおり9社を指名業者としているが、過去5年間の指名業者について確認したところ、すべて同一の9業者であった。

上記①で記載のとおり、随意契約を行う適正な理由がないにもかかわらず特定の業者と随意契約を継続しており、長期間に渡り、他の業者を排除する結果となっている。

③見積り合せ

企業局はガス・水道併用開閉栓業務委託契約について、指名業者としている9社との委託料について、1日につき作業員1人当たり日額単価を設定し、委託料を計算している。また、最終的な日額単価の決定については、「最低見積価格による、単価同調方式」を採用している。この単価同調方式とは、企業9社より見積書を提出させ、見積り合わせの際、最も低い見積単価を公表し、他の8社に同調を求める方式である。しかし、過去継続して同じ9社が見積書を提示しており、前年度の最終決定金額も知りうる立場にある。また、企業9社で年間の業務の分担等を行っ

ており、他社と比較し低い価格での見積書の提示は期待できないと考えられる。

この点から、過去5年間の予定価格、最終決定金額、各社から提出された見積書の見積単価について調査したところ、表24のとおりであった。

表24 過去5年間の指名業者9社との見積り合わせ変遷

年度	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度		
	金額 (円)	乖離率 (%)	金額 (円)	乖離率 (%)	金額 (円)	乖離率 (%)	金額 (円)	乖離率 (%)	金額 (円)	乖離率 (%)	
予定 価格	21,400	—	21,900	—	21,400	—	21,400	—	21,400	—	
業 者 名	A	21,600	0.9	21,900	0.0	21,700	1.4	21,800	1.9	21,470	0.3
	B	21,800	1.9	22,000	0.5	21,700	1.4	21,400	0.0	21,450	0.2
	C	21,800	1.9	22,000	0.5	21,700	1.4	21,700	1.4	21,400	0.0
	D	22,000	2.8	22,000	0.5	21,700	1.4	22,050	3.0	21,450	0.2
	E	21,700	1.4	22,100	0.9	21,700	1.4	22,000	2.8	21,450	0.2
	F	21,700	1.4	22,470	2.6	21,700	1.4	22,400	4.7	21,480	0.4
	G	21,800	1.9	22,000	0.5	21,500	0.5	21,400	0.0	21,430	0.1
	H	21,400	0.0	21,700	△1.0	21,400	0.0	22,000	2.8	21,480	0.4
	I	22,000	2.8	22,000	0.5	21,700	1.4	22,000	2.8	21,450	0.2
最終決 定金額	21,400		21,700		21,400		21,400		21,400		

※ 乖離率とは、予定価格との乖離率を指す

表24からも明らかなおおり、各業者からの見積書提示金額は、企業局の予定価格とほとんど乖離がなく、予定価格を下回っている業者は、平成22年度の1社のみである。また、前年度決定金額未滿での提示も平成23年度の2社のみである。このように継続した9社限定の委託業務においては、競争原理が働かず、適切な契約とは言えないため、改善する必要がある。

【意見】

ガス・水道併用開閉栓業務委託契約については、正当な理由が無く随意契約が行われており、長期間に渡り、競争原理が働いておらず、改善する必要がある。

④各業者への委託料

企業局の委託業者である9社に対して、過去4年間の委託料支払額は表25の通りである。

表25 過去4年間の委託料支払額 (単位：円)

業者名	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
A	6,566,030	6,561,512	6,507,442	6,803,022
B	6,522,960	6,623,087	6,800,769	6,397,778
C	6,339,879	6,578,352	6,585,844	6,455,562
D	6,480,452	6,503,481	5,893,288	6,223,650
E	6,457,444	6,558,820	6,383,741	6,479,642
F	1,408,120	1,304,170	1,196,927	1,196,927
G	1,408,120	1,260,770	1,203,883	1,279,986
H	1,264,202	1,071,980	1,078,560	1,176,063
I	1,136,340	1,281,925	1,328,938	1,414,806
消費税	1,879,143	1,887,160	1,848,932	1,871,341
合計	39,462,690	39,631,257	38,828,324	39,298,777

企業局としては、年間カレンダー上で、各日の必要人数を提示し、年間必要人数内での各業者の分担は、受託業者9社間で均等に業務を割り振っている。また、基本的には平日はA社からE社が担当し、土日についてはA社からI社がそれぞれ担当している。表25から明らかなように、A社からE社、F社からI社はそれぞれほぼ同じ水準の金額となっている。また、年度の推移を見ても、各社ほぼ一定の金額が支払われるようになっている。

以上のとおり、受託業者9社間で均等に業務を分けあうワークシェアリングが行われていると言える。このことから、従来からの態勢を崩すような低単価の見積書の提示は期待できないと言える。

⑤日別の設定人数

上記のとおり企業局では、年間カレンダー上で、各日の必要人数を提示し、作業員を確保している。年間カレンダーを見ると、3月20日以降4月5日あたりまでが繁忙期のため、12人から18人の作業員が確保される日程となっている。一方、それ以外の時期は概ね平日は4人、月末月初が5人、日曜、祝日が3人という体制となっている。また、平日の4人については、表25のA社からE社の5社のうち4社が各社一人ずつ人を出すこととなっている。

3月後半の繁忙期においては、各作業員は1日あたり、約10件から20件の需要家について作業を実施している。一方、繁忙期以外の時期において、サンプルにより確認したところ、その半分以下の件数となっているケースが見受けられた。

現在、一部予定人数については、見直しているようであるが、当該契約は作業件数ではなく、作業員の日割単価により設定されており、必要作業員の数はそのまま委託料に直結する。そのためにも、予定人数については委託料削減のために、さらなる見直しが必要である。

【意見】

ガス・水道に関する開閉栓業務委託については、日別の設定人数を見直すなど、委託料を削減するために、さらなる努力が必要である。

(4) ペットボトル「金沢の水」の販売事業**①事業概要**

金沢市では犀川ダムの水をろ過し、「金沢の水」として製造・販売を行っている。これについて金沢市企業局のホームページでは次のような紹介がなされている。

<金沢市企業局HPより抜粋>

「金沢の水」は、金沢市の水道水源の一つである犀川ダムの水を、末浄水場の「緩速ろ過」で時間をかけてゆっくりとろ過して作られています。

犀川ダムには、奈良岳に源を発する二又川と、大門山に源を発する倉谷川の二つの川が流れ込んでいます。ダムから上流は、ブナやミズナラが茂る手付かずの自然が広がり、二つの川は、その中を縫うようにして流れています。

二又川の最深部にある「犀滝」は、登山道がないため簡単に近づくことが出来ないことと、滝下の川からしかその姿を見ることが出来ないことから“まぼろしの滝”とも呼ばれ、金沢市の水道のシンボリック的存在となっています。

金沢の水のおいしさの秘密は、人家や工場が全くない大自然の中を流れる水を、そのまま浄水場まで取り入れて作られているからです。

商品は、通常のペットボトルで販売する「金沢の水」と「てまり」の形をした容器で販売する「金沢の水 クラフト手まり」の2種類があり、以下の店舗等で販売されている。

【スーパー】

マルエー（符津店）、ナルックス（かつら店、とうりき店）、コープたまぼこ

【コンビニ】

ハートイン金沢

【観光施設等】

石川県観光物産館、兼見御亭、菓遊庵、金沢白鳥路ホテル、KKRホテル金沢

【福祉ショップ】

福祉ショップ ひまわり、友愛ショップ

【その他】

小林薬局、本多の森ホール、金沢おぐら座、金沢市立病院、ほがらか村（崎浦店）、金沢市企業局（広岡庁舎、南部ショールーム）、末浄水場、金沢市役所

②業況

過去4年間の「金沢の水」の販売事業に係る収入と支出は、表26のとおりである。

表26 過去4年間の「金沢の水」の販売事業に係る収入と支出 (単位：円)

年度		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	合計
現 行 品	収入	9,937,136	13,338,191	7,089,826	9,358,736	39,723,889
	販売収入	10,162,612	13,687,853	7,332,912	9,613,502	40,796,879
	寄付金	△225,476	△349,662	△243,086	△254,766	△1,072,990
	支出	12,844,382	12,770,707	8,551,100	10,526,656	44,692,845
	製造費用	12,396,568	10,397,245	5,894,039	7,629,745	36,317,597
	手数料等	323,713	172,850	121,944	362,039	980,546
	配送業務費	124,101	2,200,612	2,535,117	2,534,872	7,394,702
差引	△2,907,246	567,484	△1,461,274	△1,167,920	△4,968,956	
ク ラ フ ト 手 ま り	収入	0	0	0	2,637,680	2,637,680
	販売収入	0	0	0	2,637,680	2,637,680
	支出	0	0	1,337,647	1,639,081	2,976,728
	製造費用	0	0	1,337,647	1,402,831	2,740,478
	手数料等	0	0	0	236,250	236,250
	配送業務費	0	0	0	0	0
	差引	0	0	△1,337,647	998,599	△339,048
合 計	収入	9,937,136	13,338,191	7,089,826	11,996,416	42,361,569
	支出	12,844,382	12,770,707	9,888,747	12,165,737	47,669,573
	差引	△2,907,246	567,484	△2,798,921	△169,321	△5,308,004

過去4年間の業況をみると累積で5,308千円の赤字となっており、黒字化のめどは立っていないといえる。金沢市の水を商品化し販売していくという企画自体を否定するものではないが、「企業」である以上は実施する事業に一定の採算性が求められるものであり、今後も事業を継続していくのかどうか、継続していく場合にどうやって採算を確保していくのかについて、しっかりとした検討が必要である。

たとえば、同様の事業は規模の差はあるものの横浜市などでも実施されているが、取扱店の数も種類も多く、特徴的なのは次のようなスーパーやコンビニエンスストアといった小売業以外の企業にも取扱店として協力を得ている点である。

【横浜市の水販売事業への協力企業】

J F E ビジネスサポート株式会社
旭硝子株式会社工場
アズビル株式会社
株式会社G T アソシエーション
株式会社 J P ビジネスサービス
株式会社サンジェルマン
株式会社ファンケル
株式会社ブリヂストン
株式会社横浜国際平和会議場（パシフィコ横浜）
株式会社横浜ビール
株式会社八楠
東京ガスエコモ株式会社
独立行政法人国際協力機構
日産自動車株式会社横浜工場
パナソニックグループ労働組合連合会
東日本電信電話株式会社（N T T 東日本）神奈川支店
保土谷化学工業株式会社
森永製菓株式会社鶴見工場
有限会社丸鶴商事
豊商店（エネオススタンド）
横浜振興株式会社
横浜読売会

さらに横浜市ではパートナー商品として麺類やパンといったアイテムをもち、軟水なので紅茶に適していることを「レシピ」として紹介する、あるいは災害時の備蓄用にも使えることをうたい、「2リットルペットボトル」の商品をそろえるなどアピールやブランド化に努めている。

これらの事例なども参考にしながら、今後の水販売事業の方針、戦略といったものを明確に打ち出していくべきである。

【意見】

ペットボトル「金沢の水」の販売事業については、採算性の確保を前提に、今後の方針や戦略を明確に打ち出していく必要がある。

第3章 下水道事業

1 事業概要

公共下水道とは、「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう」とされている（下水道法第2条第3号）。

金沢市の公共下水道事業は昭和37年の事業認可以来、生活環境の向上や浸水への対策を目指して下水道の整備を進めてきた結果、平成24年度末では普及率が97.4%（前年比0.8ポイント増）に達しており（総人口450,360人に対して公共下水道により下水を排除することができる等の排水地域の人口が438,435人）、中核市の平均（平成23年度ベースで79.1%）と比較しても高い水準となっている。また、水洗化率（排水区域内人口のうち、実際に公共下水道に接続した人口の割合）は93.3%とほぼ中核市の平均並みとなっている。

年間の有収汚水量（使用料を徴収して処理する汚水の量）は、ここ数年は横ばいもしくは微減で推移している。上水道利用者からの汚水は件数こそ伸びているが、節水機器の普及や環境意識の高まりなどから1件当たりの汚水量が減少しており、トータルとしては逡減傾向にある。これは井戸水利用者についても同様の傾向が読み取れる。

表27 有収汚水量の推移

（単位：m³）

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
有収汚水量	52,702,665	52,628,262	53,423,382	52,971,618	52,484,260
上水道からの汚水量	46,468,645	46,550,039	47,357,287	46,866,747	46,585,683
延件数（件）	2,065,780	2,091,560	2,231,121	2,253,530	2,278,178
1件当たり汚水量	22.5	22.3	21.2	20.8	20.4
井戸水からの汚水量	5,833,525	5,725,145	5,760,102	5,808,289	5,608,830
延件数（件）	17,576	17,323	25,379	25,171	24,796
1件当たり汚水量	331.9	330.5	227.0	230.8	226.2
公衆浴場からの汚水量	400,495	353,078	305,993	296,582	289,747
延件数（件）	441	415	488	462	449
1件当たり汚水量	908.2	850.8	627.0	642.0	645.3

水需要の低下傾向が将来的にも続いていくことが予想される中で、大幅な使用料の増収を見込むことは困難な状況にある。こうした中、1,600億円余りの多額の負債を償還しながら、施設や管渠などの設備の整備・更新に毎年数十億単位の多くの投資を行っていかねばならず、これらの財源をどのように確保していくのかが大きな課題となっている。その一環として平成21年度において使用料の値上げがなされている。

2 事業の財務状況

(1) 経営成績

下水道事業における過去5年間の経営成績は、表28のとおりである。

表28 下水道事業における過去5年間の経営成績 (単位：百万円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
営業収益	9,637	10,093	10,219	9,983	9,957
下水道使用料	6,538	7,025	7,174	7,109	7,062
他会計負担金	2,982	2,784	2,760	2,743	2,714
その他収入	117	284	285	131	181
営業費用	9,128	9,038	9,260	9,045	8,975
減価償却費	5,588	5,651	5,808	5,739	5,804
水質管理施設費	1,995	1,915	1,918	1,846	1,811
その他	1,545	1,472	1,534	1,460	1,360
営業利益	509	1,055	959	938	982
営業外収益	3,501	3,371	3,372	3,399	3,341
他会計負担金・負担金	3,447	3,301	3,345	3,331	3,299
その他	54	70	27	68	42
営業外費用	4,692	4,295	4,138	3,942	3,706
支払利息及び企業債取扱諸費	4,625	4,237	4,084	3,892	3,668
その他	67	58	54	50	38
経常利益	△682	131	193	395	617

過去5年間の営業収益（民間企業の売上高に該当）の推移をみると、平成21年度における使用料の値上げ効果（平均で8.28%の値上げ）により、前年度比5億円程度の増収となり、平成22年度以降はほぼ年間100億円前後を維持している。内訳は使用料収入が約70%、一般会計（金沢市）からの負担金収入が約30%となっている。この負担金は雨水事業（雨水を排水する事業）を行うために受け取っているものであるが、雨水処理については使用料収入が見込まれないことから総務省通知である「繰出基準」にもとづいて事業費の全額を補助してもらっているものである。

営業費用（事業に要する人件費と物件費）については、ここ5年間はおおむね年間90億円程度で推移しており、その60%以上を過去の投資額を費用配分した減価償却費が占めている。また、減価償却費以外にも水質管理施設費（営業費用の20%程度）や管渠費といった施設設備に関する経費が発生しており、多額の施設や設備を要する公共下水道事業の特徴が表れているといえる。これらの営業費用の多くは「固定費」であり、収入の増減にかかわらず一定額が発生する性質をもっている。実際に、平成21年度の使用料値上げの際も、営業費用にはほとんど影響が無く値上げ額がほぼそのまま営業利益の増加となっている。したがって、今後水需要の減少とそれに伴う収入の減少が予想される中で、収入が減ったとしても費用はそれに連動して減少することはなく、固定的に一定額が発生することになる。こうした中で、施設や設備の水準を収入の水準に見合う

ようにダウンサイジングしていかなければならなくなってくることは明らかであり、施設や設備の整備・更新にどれくらいのコストをかけていくのかについて、過剰資産・過剰債務とならないよう引き続き検討していくことが必要である。企業局としては、平成26年度予算において、概ね10年後に目指すべき下水道事業等のあるべき姿とその実現に向けた将来ビジョンを策定することとしている。

営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、使用料の値上げ後は年間10億円程度の黒字となっているものの、営業外費用として計上される支払利息が営業利益を上回る水準で計上されている（平成24年度では36億円）。この支払利息は、施設や設備の取得に要した資金をほぼ企業債でまかなってきたことに起因するものであり、企業債は、平成24年度末で1,600億円余りに達していることから利息の支払額も相当額にのぼっているものである。この支払利息にかかる一般会計からの負担金については、国の繰出基準に基づき、雨水事業に係る支払利息等の全額と汚水事業に係る支払利息等の一定割合分を繰入れしている。また、経理上、雨水分については営業収益に、汚水分については、営業外利益に整理することとなっている。

経常利益は5年前の平成20年度では約7億円の赤字であったものの、平成21年度以降は使用料の値上げ効果があり、黒字化が達成されている。

(2) 財務状態

下水道事業における過去5年間の財務状態は、表29のとおりである。

表29 下水道事業における過去5年間の財務状態 (単位：百万円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
総資産	359,439	360,367	358,610	358,962	356,637
固定資産	347,192	350,149	349,818	349,645	349,063
有形固定資産	343,143	346,017	345,887	344,470	344,139
無形固定資産	3,255	3,429	3,325	4,673	4,530
投資	794	703	606	502	394
流動資産	12,247	10,218	8,792	9,317	7,574
現金・預金	11,174	9,424	8,216	8,662	6,970
その他	1,073	794	576	655	604
負債	20,666	21,629	22,502	25,195	25,130
固定負債	14,047	16,232	18,158	20,013	21,534
流動負債	6,619	5,397	4,344	5,182	3,596
資本	338,773	338,738	336,108	333,767	331,507
自己資本金	1,804	1,804	1,804	1,804	1,804
借入資本金	160,319	155,796	150,532	145,250	139,622
資本剰余金	178,808	183,159	185,543	188,089	190,840
利益剰余金	△2,158	△2,021	△1,771	△1,376	△759

下水道事業は多くの施設や設備を必要とする事業であり、保有する総資産は約3,566億円程度となっている。そのうち施設や設備といった有形固定資産が3,490億円程度と90%以上を占めている。こうした施設や設備を新設する場合はもちろん、現在の水準を維持していただいてもかなりの支出を要するものであり、今後の収支見通しにおいても、営業費用のうち減価償却費を除いた維持管理費が毎年35億円程度生じると予想されている。このほか、資産としては現金預金を約70億円（平成24年度末）、投資の内訳として企業債償還のための基金約3億円などを保有している。

これに対する負債は決算書上、251億円（平成24年度末）となっているが、このほかに企業債である「借入資本金」の残高が1,396億円余りあり、実質的な負債はこれらを合計した1,647億円程度に達しているといえる。また、平成26年度からの制度変更により、資本剰余金として計上されている1,908億円余りの残高についても、償却資産の取得財源となったものについては負債計上されることとなっており、財務安全性の指標である自己資本比率は現在よりも低下することになる。

（3）使用料改定の影響

下水道使用料は、平成21年度に平均で8.28%の値上げが行われている。これは、標準家庭とされる1ヶ月当たり20^mという使用量の場合、2,341円/月から2,530円/月への値上げとなるものであった。この値上げは「施設を維持するための経費が年々増加しており、支払利息の軽減に努めることや、事業運営の効率化を図るなど、できる限りの企業努力を行っておりますが、なお、収支不足を解消することができないため」（金沢市企業局ホームページより）という理由で使用料引き上げを行ったものである。実際に支払利息については、企業債を繰上償還するなど削減に努めてきている。

この使用料値上げ時に想定された財務内容は表30のとおりであった。

表30 使用料値上げ時に想定された財務内容 (単位：百万円)

年度		値上げ実施せず			値上げ実施		
		H21	H22	H23	H21	H22	H23
収 入	使用料	6,616	6,636	6,653	7,164	7,185	7,204
	市からの負担金	6,286	6,303	6,300	6,286	6,303	6,300
	その他	246	273	251	246	273	251
	計	13,148	13,212	13,204	13,696	13,761	13,755
支 出	維持管理費	3,553	3,672	3,680	3,553	3,672	3,680
	減価償却費	5,703	5,859	5,903	5,703	5,859	5,903
	支払利息	4,388	4,265	4,189	4,388	4,265	4,189
	計	13,644	13,796	13,772	13,644	13,796	13,772
特別損益		0	52	151	0	52	151
収支		△496	△532	△417	52	17	134
累積収支		△2,655	△3,187	△3,604	△2,107	△2,090	△1,956
有収汚水量 (千m ³)		53,404	53,520	53,595	53,404	53,520	53,595

使用料改定検討時においては、値上げをしなければ平成21年度からの3ヶ年については年平均で4～5億円の赤字が見込まれていた（平成21年度△496百万円、平成22年度△532百万円、平成23年度△417百万円）。このうち支出の大半は収入に関係なく固定的に発生するものであり、短期的に大幅な削減を図ることは難しく、赤字を解消していくには使用料改定もしくは負担金増額をせざるを得ないという状況の中で、「値上げ」が決断されたものと思われる。この値上げによって、単年度収支はわずかながらも黒字に転化すると見込まれていた（平成21年度52百万円、平成22年度17百万円、平成23年度134百万円）。

次に実際の平成21年度からの収支実績と見通しとの差を示すと、表31のようになる。

表31 平成21年度からの収支実績と見通しとの差 (単位：百万円)

年度		実績			見通しとの差		
		H21	H22	H23	H21	H22	H23
収入	使用料	7,025	7,174	7,109	△139	△11	△95
	市からの負担金	6,069	6,084	6,053	△217	△219	△247
	その他	371	333	219	125	60	△32
	計	13,465	13,591	13,381	△231	△170	△374
支出	維持管理費	3,437	3,477	3,207	△116	△195	△473
	減価償却費	5,660	5,838	5,887	△43	△21	△16
	支払利息	4,237	4,084	3,892	△151	△181	△297
	計	13,334	13,399	12,986	△310	△397	△786
特別損益		6	58	0	6	6	△151
収支		137	250	395	85	233	261
累積収支		△2,029	△1,779	△1,384	78	311	572
有収水量 (千 m^3)		52,628	53,423	52,927	△776	△97	△623

これを見ると、使用料収入は有収水量の減少によって使用料改定時の見込みを若干下回り、かつ、負担金収入については年間ベースで2億円以上減少している。しかし、維持管理費や企業債償還による支払利息の大幅な縮減により、収支状況は平成21年度で137百万円、平成22年度で250百万円、平成23年度で395百万円の黒字を計上していることを鑑みると、値上げ幅については、計算上はもう少し抑えることは可能だったものと思われる。

(4) 企業債の負担

下水道事業は、平成24年度末時点で1,600億円余りの企業債を抱えている。この企業債についての平成25年度以降の元金と利息の償還計画及び新規借入金並びに償還財源は、表32のようになっている。

表32 平成25年度以降の元金と利息の償還計画及び新規借入金並びに償還財源（単位：百万円）

年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
元金償還額		9,190	9,637	9,663	9,743	9,695
元金償還原資	資本費平準化債	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400
	特別措置債	1,300	1,300	1,300	1,200	1,100
	一般会計負担金	407	490	573	573	649
	減債基金繰入	103	108	113	38	—
	自己資金	6,380	6,739	6,777	6,532	6,545
新規借入額		5,248	5,123	4,943	5,235	4,889
年度末企業債残高		156,069	151,555	146,835	142,327	137,521
利息支払額		3,513	3,245	3,087	2,927	2,773
利息支払原資	一般会計負担金	2,039	1,876	1,791	1,699	1,607
	自己資金	1,474	1,369	1,296	1,228	1,166

この表から毎年90億円以上の企業債の償還と30億円前後の利息の支払いを行っていく必要があることが分かる。まず、90億円を超える企業債の償還については、65億円程度を自己資金（内部留保資金）で、5億円程度を一般会計（金沢市）からの負担金でまかない、残額については「資本費平準化債」及び「特別措置債」という別の企業債によって資金を調達し償還していく計画となっている。これら「別の企業債」は、後年度に利息の支払いを伴いながら償還していくことになるため、企業債の償還をしているというよりは償還を先送りしているにすぎないものである。次に、利息の支払いについてはその約60%にあたる20億円弱を一般会計（金沢市）からの負担金、残りを自己資金（内部留保資金）でまかなうことになっている。

企業債の元金にせよ利息にせよ、自己資金（内部留保資金）という下水道事業の実施から得られる資金ではまかなうことはできず、企業債を償還するための企業債や一般会計（金沢市）からの負担金を得ながら償還や利払いを行っていかざるを得ない状態である。

ここで「資本費平準化債」というのは、企業債の償還期間と償却資産の耐用年数のずれから生じる一時期の資金不足を解消するために、企業債の償還額と減価償却費の差額分について起債（新規借入）したものであり、平成16年度から制度化されているものとのことである。つまり、耐用年数よりも償還期間が短いため、単年度でみたときに「減価償却費<企業債償還額」といった状況になることがあり、減価償却費として内部に留保された資金では償還できないことから、その差額を埋めるために認められた企業債ということになる。資本費平準化債の償還と利息支払いにあたっては、平成17年度から平成19年度に発行したのものについては、その50%が「繰出基準外」の負担金として一般会計（金沢市）から補助されている。なお、資本費平準化債の元金償還

に係る負担の財源については、2分の1の一般会計負担金と、残りは損益勘定留保資金である減価償却費となっている。

また、「特別措置債」とは、平成18年度の下水道事業に係る地方財政措置の変更に伴い、起債できることになったものである。金沢市では、旧財政措置と変更後の制度との差が大きかったために発行しているものであり、特に平成18年度から平成20年度までは、発行可能限度額で企業債を起債している。こちらは、総務省の「繰出基準」でその元利償還金について「繰出基準内」として、一般会計（金沢市）からの繰入を受けているものであることから、使用料（受益者）ではなく負担金で100%カバーしていることになる。また、この負担金については、国から地方交付税として一般会計（金沢市）に対して70%相当だけ措置されるため、一般会計（金沢市）独自で30%相当を負担することになっている。

このように、企業債の償還とその利息の支払いについては、多額の公費（税金や国からの交付税）が投入されていることが分かる。下水道事業に要するコストを、受益者である利用者と公費（税金や国からの交付税）とで、どのように負担していくのかについては、絶対的な答えがあるわけではないが、水需要の減少が将来的に見込まれる中で、維持・更新していく施設設備の水準とともに、それに必要なコストをどのような形でだれが負担していくのかについて、今後、議論していくことが必要と思われる。

【意見】

水需要の減少が将来的に見込まれる中で、維持・更新すべき施設設備の水準について、必要なコストをだれが負担するのかといった観点から、今後、議論していくことが必要と思われる。

3 財務上の検討事項

(1) 有形固定資産

①適用耐用年数

(監査手続)

固定資産台帳を閲覧し、サンプルにより適用している耐用年数の妥当性について検討を行った。

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

②建設仮勘定

(監査手続)

建設仮勘定一覧表を入手、閲覧し、必要に応じて、担当者にその内容等について、ヒアリング（関係資料等による確認を含む）を実施した。

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

(2) 退職給与引当金

退職給与引当金については、ガス事業の「退職給与引当金」に記載のとおり、「金沢市企業局会計規程」第16条の勘定科目（別表第6表）において退職給与引当金の計上を規定し、第79条の決算整理事項として諸引当金の計上を挙げているが、具体的な計上目的、算定方法等は示されていない。

下水道事業においては、毎年度の退職給与金予算額の執行残高が発生した場合に、当該余剰金額につき引当金繰入を行っているが、平成24年度においては、6,146千円の退職給与引当金の取崩が行われている。

なお、過去5年間における退職給与引当金等の推移は、表33のとおりである。

表33 過去5年間における退職給与引当金等の推移 (単位：千円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
退職給与引当金 (A)	495,514	366,231	331,170	322,288	316,141
自己都合要支給額 (B)	1,099,876	1,108,315	986,134	1,063,902	970,569
A/B (%)	45.1	33.0	33.6	30.3	32.6

○退職給与引当金の会計処理方法と引当金残高

地方公営企業においては、「地方公営企業法施行規則」第12条第2項及び別表において退職給与引当金を例示しているが、詳細な定めはない。

退職給与引当金の算定方法等について詳細な定めがない中で、引当金繰入額として予算執行残高を繰入計上していることにつき、基準違反であるとは言えないが、「『地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）』の施行に関する取扱いについて」において、各事業年度において引き当てるべき額の基準として、当事業年度末日に在職する全職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金額（自己都合要支給額）から、前事業年度末日に在職した職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における退職給与金額を控除した金額を基準とする方法を適当であるとしており、また、平成26年度の予算及び決算から適用される新地方公営企業会計基準において計上が義務化される退職給与引当金の算定方法のうち、簡便法（自己都合要支給額による方法）として容認されている方法であることを踏まえれば、引当金の繰入方法の見直しを行い、より適切な処理方法へと変更することが必要である。

この場合、各事業年度において発生していると認められる退職金要支給額を費用として損益計算書に計上し、各事業年度末における自己都合要支給額が固定負債（引当金）として貸借対照表に計上されることとなる。

下水道事業における自己都合要支給額と実際の退職給与引当金の設定状況については、平成24年度末において、自己都合要支給額970,569千円に対して、実際の退職給与引当金残高は316,141千円であり、654,428千円の大幅な引当不足の状況にある。

引当不足額については、新地方公営企業会計基準の適用時点において、一括計上することが原則とされているが、職員の退職までの平均残余勤務年数の範囲内（最長15年以内）での対応も可

能とする激変緩和措置が用意されていることから、当該措置の適用も含めた今後の対応について、早急に決定する必要がある。

(3) 修繕引当金

修繕引当金については、ガス事業の「修繕引当金」に記載のとおり、「金沢市企業局会計規程」第16条の勘定科目（別表第6表）において修繕準備引当金の計上を規定し、第79条の決算整理事項として諸引当金の計上を挙げており、具体的な計上目的、算定方法等については、内規として「金沢市企業局修繕引当金計上基準」を定め、事業年度末における修繕引当金の残高の計上限度額は、当該年度の前6年ないし2年の5ヶ年間の平均実修繕費額に2分の1を乗じた額とすることとし、また、残高が限度額を超えている場合には、計画的に超過額を解消するものとしている。平成24年度においては、38,367千円の修繕引当金の取崩が行われている。

なお、修繕引当金の過去5年間の推移は、表34のとおりである。

表34 修繕引当金の過去5年間の推移 (単位：千円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
金額	1,069,263	981,567	866,436	866,436	828,069

○修繕引当金の計上方法

地方公営企業においては、「地方公営企業法施行規則」第12条第2項及び別表において修繕引当金を例示しているが、詳細な定めはない。

平成26年度の予算及び決算から適用される新地方公営企業会計基準において計上が義務化されるが、引当金については、引当金の要件を踏まえ、計上するものとされている。

会計上は引当金の要件が求められることとなったことから、特別修繕引当金のみの計上となっているが、下水道事業においては、特別修繕以外の通常の施設設備の修繕も事業を行う上で不可欠で重要なコストである。また、企業局も将来必要であるからこそ、従来より修繕引当金を計上している。したがって、新会計基準に基づき純資産を算定するにあたっては、現在計上されている修繕引当金の計上額についても、会計上の要件が明確になったことから、当該要件に照らして正確に修繕引当金を計上する必要がある。

【参考】

地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針（平成24年総務省告示第18号）（抜粋）

第5章 負債に関する事項

第4 その他の引当金及びその評価

- 2 修繕引当金（企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上される引当金をいう。）は、修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるものに限り計上する。
- 3 特別修繕引当金（数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上される引当金をいう。）は、法令上の義務付けがある等修繕費の発生が合理的に見込まれるものに限り計上する。

【意見】

水道、下水道の各事業における、通常の修繕引当金の計上に当たっては、当該事業年度において確実に見込まれるものに限定するなど、より慎重に判断する必要がある。

（4）貸倒引当金

54頁に記載のとおり、企業局では、「金沢市水洗便所改造資金融資」を行っている。当該融資制度の内容については、56頁で詳細に記載を行っているが、平成25年10月末現在、貸付者28人に対して延滞が発生している。企業局としては、今後、個別の貸付金について、回収可能性を精査し、貸倒損失又は貸倒引当金の計上を行う必要がある。なお、今回自己資本への影響を判断する上では、簡便的に、貸付者本人及び保証人が不明等により企業局で回収困難と判断している融資については、全額貸倒損失とし、また、それ以外の督促中等の融資については、融資残額のうち納期到来分の1/2について貸倒引当金を計上するものとする。これにより、貸倒損失2,972千円、貸倒引当金1,117千円の計上が必要となる。

(5) 新会計基準適用による財務数値への影響

表35にあるとおり、新会計基準を適用した場合には、退職給与引当金654百万円（特別損失③を含む）等の計上により、平成26年度における収益的収支は778百万円となり、累積収支は426百万円となる。

表35 新会計基準適用後の財務数値見込み (単位：百万円)

区分	項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
収入	下水道使用料	6,967	6,885	6,823	6,762	6,701
	一般会計負担金	5,865	5,812	5,724	5,634	5,538
	長期前受金戻入	4,286	4,178	4,171	4,162	4,170
	その他収入	200	219	209	201	215
	計	17,318	17,094	16,927	16,759	16,624
支出	維持管理費	3,560	3,508	3,498	3,508	3,492
	減価償却費	9,836	9,856	9,838	9,816	9,836
	支払利息	3,322	3,114	2,960	2,798	2,651
	計	16,718	16,478	16,296	16,122	15,979
経常収支①		600	616	631	637	645
特別利益②		876	0	0	0	0
特別損失③		698	0	0	0	0
収益的収支 (①+②-③)		778	616	631	637	645
累積収支		426	1,042	1,673	2,310	2,955

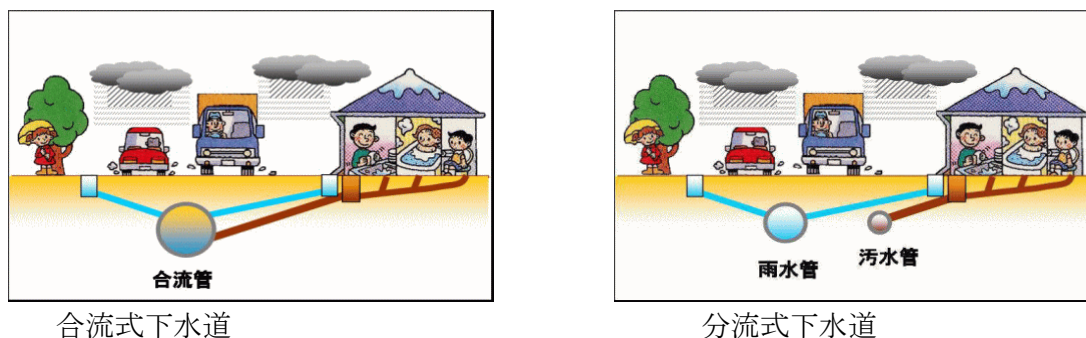
4 個別課題

(1) 合流式下水道の改善

①合流式下水道とは

合流式下水道とは、家庭などからの排水と雨水を一緒に一本の管で集める方式の下水道のことであり、これに対して、家庭などからの排水と雨水を区分して別々の管で集める方式の下水道のことを分流式下水道という。

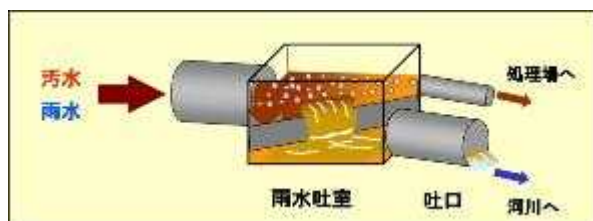
図1 合流式下水道と分流式下水道の違い



②合流式下水道の特徴

合流式下水道では、汚水は雨水とともに同じ管を通じて下水処理場へ送られ消毒等を施したうえで放流等されるが、大量の雨が降ると一時的に管に流れ込む水の量が急激に増え、処理場の能力を超える量の水が未処理状態で（水質の悪い状態で）河川に放流されるという問題がある。合流式下水道は一般に建設費が割安であり、早い段階で下水道に着手した都市で採用されてきたが、このような問題があるため、昭和40年代以降は未処理の汚水を放流しない分流式下水道が主流となっている。

図2 合流式下水道の仕組み



③金沢市の取り組み

金沢市にも旧市街地を中心に約404haが合流式下水道で整備されており、こうした水質問題等については、従来から次のような取り組みを行ってきている（金沢市企業局ホームページより転載）。

ア 雨水流出抑制の推進

都市型水害から街を守るため、平成4年2月1日より大量の雨水が一举に下水道施設へ流れ出すのを抑えるため、一時的に降った雨を貯留する「開発行為等に関する雨水流出抑制指導要綱」を制定。

イ 雨水流出抑制の事前協議

合流式下水道処理区域内で開発行為等や建物の新築・増築・改築を行う場合、雨水排除方法について事前に協議を義務付け。

[協議が必要なもの]

- ・ 開発面積が1,000m²以上の開発行為等
- ・ 敷地面積が1,000m²以上の土地での建物の新築、増築、改築
- ・ 舗装面積が1,000m²以上の路外駐車場・立体駐車場

[協議の内容]

- ・ 汚水及び雨水の排水量と公共下水道の能力の適合具合について
- ・ 雨水流出抑制施設の設置について
- ・ 汚水及び雨水排水系統及び排水位置について

また、目標として「降雨時に犀川や浅野川に放流される汚濁負荷量を、分流式下水道で整備した場合と同等以下に削減し、水環境の保全を図る」ことを掲げ次のような施策を立案している。

【緊急的な目標（～平成21年度）】

- ・雨水吐き室にスクリーンを設置し、夾雑物（きょうごつぶつ）の放流を抑制します。

【当面の目標（～平成26年度）】

- ・雨水滞水池の設置により、雨水吐からの越流回数を半減し、分流式下水道と同等以下に放流負荷量を削減します。
- ・分流・合流混合状態を解消するため、分流区域の汚水をバイパス管で直接処理場へ流入させます。

【長期的な目標（平成27年度～）】

- ・貯留・浸透施設の導入により雨水流出量を削減します。
- ・分流汚水専用管等の設置により、金沢駅西地区の完全分流化を目指します。

④合流式下水道の改善要求

こうした中、合流式下水道において降雨時に「し尿」を含む未処理下水が放流されることによる水域汚染等が社会問題化したことを受けて、平成15年度に下水道法施行令が改正され、中小都市（170都市）は平成25年度、大都市（21都市）は平成35年度までに、緊急改善対策を完了し、新たな水質基準を達成することが義務付けられることとなった。

具体的には、国土交通省から公表される「効率的な合流式下水道緊急改善計画の手引き（案）」を活用し、改善対策の低コスト化、スピリット21などの新技術の導入を図り、効率的・効果的に改善対策を推進し、法令で定められた期限内に確実に対策を完了（合流式下水道緊急改善事業）させることが求められている。

金沢市は、この中で中小都市に区分されているため、平成25年度までに緊急改善対策を完了させ、新たな水質基準を達成しなければならない。金沢市としては、雨水をいったん貯留する3系統の滞水池を設置し、処理後に放流する方式を計画しているが、2系統の滞水池の工事が遅れており、平成25年度末までに事業を完了させるのは事実上不可能な状態にある。

これは、滞水池築造工事における想定外の地下水位を下げる工事の追加と、滞水池に汚水を流入させる導水管の布設工事中に発見された支障となる残置矢板の除却によるやむを得ないものであるとのことであった。合流式下水道を採用することにより、汚水が河川等に放流されるといふ課題は、過去からの懸案事項である。また、国土交通省においても、下水道重点施策の1つに掲げられており、それを受けての今回の緊急改善対策といえ、環境に与える影響や衛生面からも対策が求められるものである。これに対して、残置矢板の発覚というアクシデントがあったとはいえ、こうした事象は過去の工事事例においても生じているものであり、完全に想定外であったという言い訳はできないものと思われる。本来であれば、特にこうした法律上、水質基準達成の

期限が義務付けられている事業については、支障となるリスク要因を過去の事象などから、幅広く拾い上げて評価し、万全の対応を図っていくという注意義務が求められるものである。なお、1系統の滞水池を稼働させることにより、法律上の水質基準達成期限は守られる見込である。

(2) 金沢市水洗便所改造資金融資

①融資の概要

企業局では、し尿を公共下水道又は農村下水道に排除するために便所を改造しようとする者に対し、改造するために要する資金の融資を行っている。

下水道法により、し尿浄化槽切替等の排水工事は遅滞なく、また、くみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造しなければならないとされている。

下水道法（抜粋）

（排水設備の設置等）

第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

（水洗便所への改造義務等）

第11条の3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。

しかし、改造するために要する資金を一度に拠出できない市民のため、金沢市水洗便所改造資金融資条例により、当該融資制度が認められている。

貸付金の限度額としては、原則700,000円以内であるが、改造しようとする便所の数が2以上である場合や、ポンプを整備しなければならない場合は、別途加算される。また、利息については無利子であるが、償還期限までに貸付金の償還をしなかった場合は、年5%の延滞利息を徴収することとされている。なお、償還期間は48ヶ月以内である。

また、貸付対象者については、金沢市水洗便所改造資金融資事務取扱要領より、個人にあっては市町村民税の前年度の課税標準額が700万円以内の者とされている。

金沢市水洗便所改造資金融資事務取扱要領（抜粋）

貸付対象者

個人にあつては市町村民税の前年度の課税標準額が700万円以内の者とし、法人にあつては、経営状態から判断して工事費を一時に負担することが困難と認められる法人とする。

また、資金の貸付を受けるための条件としては、表36のような点が定められており、条件をすべて満たす必要がある。

表36 金沢市水洗便所改造資金融資の貸付を受けるための条件

条件
(ア) 市税及び下水道事業受益者負担金又は農村下水道事業分担金を滞納していない者
(イ) 貸付金の償還について能力を有すると認められる者
(ウ) 貸付金の償還について確実な連帯保証人1人がある者
(エ) 自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難な者

平成25年10月末現在の滞納状況は、表37のとおりである。

表37 水洗便所改造資金融資（H25年10月末現在）（単位：円）

件数 (人)	融資実行金額	回収金額	残金額 (A)	(A)のうち 償還期限到来分
28	14,760,000	8,277,200	6,482,800	5,206,200

②融資についての基本方針

当該融資制度は、下水道法において、遅滞なく、必要な排水施設の設置等を行わなくてはならないとされていることから、法の求める措置を推進するため、資金を一度に拠出できない市民に対し設けられたものである。このため資金の貸付けを受けようとする者（以下、「貸付対象者」という）については、前年度の課税標準額が700万円以内の者というように所得の上限が設定されている。通常、金融機関などが融資を行うにあたっては、所得が最低どのくらいあるか、所得の下限を重視し融資判断を行っている。しかし、当該融資は、所得の少ない市民のための融資であることから、所得の下限は設けず上限のみを要件としている。このことから、当該融資は通常の融資と比較し、回収リスクの高いものであると言え、結果として資金の貸付けを受けた者（以下、「借受人」という）からも連帯保証人等第三者からも回収が進まない融資となっている。

企業局としては、下水道法の求める措置を推進するため、今後も貸付対象者には所得の最低水準を設けず返済能力の低い対象者に対し融資を行い、滞納債権については連帯保証人等から回収を図るのか、また、法の求める措置の推進は必要ではあるが、貸付する資金はあくまでも公金であることから、所得制限等を設け、借受人の償還能力を求め、借受人から回収を図っていくのか、当該融資についての方針を明確化する必要がある。また、このような回収方針に基づき、以下に

示す融資実行及び債権管理上の問題点について検討、見直しを行う必要がある。

【意見】

金沢市水洗便所改造資金融資の滞納債権については、連帯保証人から回収を図っていくのか、借受人から回収を図っていくのか、当該融資についての方針を明確化する必要がある。

③貸付対象者に対する貸付金条件審査

現在、貸付金の実行に当たっては、「貸付金申込チェック表」にて貸付条件の審査を行っている。審査にあたって貸付対象者については、市税等について滞納がないかの確認と、住民税課税標準額について確認している。ここで住民税課税標準額については、①「融資の概要」で説明したとおり、700万円以内と定められており、住民税課税標準額の上限金額は条件とされているが、下限金額については、貸付条件となっていない。現状では、上記融資条件の（イ）にある「貸付金の償還について能力を有すると認められる者」かどうかの確認は、（ア）の要件をもって代替されているということになる。

この点、貸付金の償還能力を判断する上で、市税等の滞納がないことは最低条件であり、市税等の滞納がないことと貸付金の償還能力は決して同じではない。そもそも収入のない非課税者の場合には、税金の滞納すら発生しないこととなるが、現在の審査では、このような収入のない非課税者についても融資可能と判断されてしまうこととなる。審査にあたっては、上記（ア）～（エ）が条件として挙げられているが、貸付の回収において最も重要な条件である（イ）の「貸付金の償還について能力を有すると認められる者」についての審査が行われていないことは、貸付けた公金について確実に回収を行うという点から鑑みて問題であると言える。

上記のような審査の問題点については、滞納の発生時期からも明らかであり、平成25年10月末時点で滞納している借受人28人について滞納が発生した年度を確認したところ表38のとおりであった。

表38 融資実行後の滞納発生年度 (単位：件)

実行年度 (N年度)	N+1年度	N+2年度	N+3年度	N+4年度	合計
2	5	9	8	4	28

現在滞納している借受人28人のうち2人については融資実行年度に、5人については融資実行年度の翌年度に滞納が発生している。さらに、実行年度に滞納している2件のうち1件に至っては、回収額がゼロであり一度も回収されていない状況である。

このことから貸付金の償還能力の審査制度が実質機能していないことが明らかである。

今後も、借受人に償還能力を求め、借受人からの回収を図るのであれば、市税等の滞納の有無を形式的に判断するのではなく、借受人の市税等から住民税課税標準額を算定し、住民税課税標準額について下限を設定することや借受人の年齢、資力を総合的に判断することにより、貸付金の償還能力が確実に審査されるよう検討する必要がある。

④連帯保証人による保証能力の審査

上記融資の条件にあるとおり、貸付にあたっては「(ウ) 貸付金の償還について確実な連帯保証人1人がある者」が条件となっている。企業局では、貸付金の審査にあたり、連帯保証人を設定している。「金沢市水洗便所改造資金融資事務取扱要領」によると、連帯保証人の要件として前年の課税標準額が30万円以上とされており、保証能力としては低い水準になっている。

しかし、過去5年間の連帯保証人による保証履行実績は、表39の状況であり、5年間合計で425,200円しか回収できていない状況である。

表39 過去5年間の保証履行状況 (H25年10月末現在)

年度	件数	金額 (円)
H22年度	2	104,400
H23年度	2	161,200
H24年度	1	136,800
H25年度	1	22,800
合計	6	425,200

また、平成25年10月末の滞納者28人のうち、借受人・連帯保証人ともに破産宣告を受けているケースが3件あり、その他にも連帯保証人が介護施設に入所しており実質回収が困難なケースが1件、連帯保証人が不明なケースが7件ある。このように貸付金について、実際には連帯保証人からの回収はほとんど行われていないのが現状である。

そもそも連帯保証人は、借受人が債務を履行できない場合に、代わりに履行させることにより債権を回収するために設定しているものであり、貸付の条件にも「貸付金の償還について確実な連帯保証人1人がある者」としている。しかし、実際には連帯保証人自身も破産宣告を受けていたり、介護施設に入所していたりするなど、債権の回収が担保されていないケースが多数存在している。当該融資については、上記③に記載したとおり、借受人には実質的に貸付金の償還能力の確認が行われていない状況であり、融資実行年度に滞納が発生するようなケースが存在している。

現在のように、借受人について、償還能力を厳しく求めないのであれば、連帯保証人については、まさに「確実な連帯保証人」である必要があり、審査にあたっては、住民税課税標準額が30万円以上であるという形式的な確認にとどまらず、連帯保証人の年齢や資力、相互保証を行っているようなことはないかを総合的に判断し、償還能力が確実であるか審査を行う必要がある。

【意見】

金沢市水洗便所改造資金融資における貸付対象者及び連帯保証人に対する審査では、貸付金の償還能力や保証能力について、確実な審査を行うよう検討する必要がある。

⑤回収・滞納管理 (借受人)

融資金の償還金については、原則口座振替となっており、償還月に口座から引き落とされない

場合、翌月17日頃に督促状を発送している。また、督促状を発送してもなお入金がない場合、督促状を発送した翌月の17日頃に催告状を発送している。なお、催告状送付後も入金を確認できない場合には、電話による催告や、訪問による催告を行っているということである。しかし、借受人に対する電話による催告や、訪問による催告等についてのルールは特に定められておらず、担当者がその都度判断し決定している状況である。

催告に関しては、借受人が生活に窮している場合や健康を害している場合など様々なケースも考えられ、また、催告者が金沢市の職員であるという立場から、強硬な取立てが出来ないことも理解でき、一律にマニュアル化することは困難であるとも考えられる。しかし、個々の担当者がその都度判断する場合、担当者により、対応にばらつきが生じたり、担当者が交代した場合に継続性のある回収業務が行われなかったといった問題も考えられる。したがって、部署内で直近の借受人の状況や催告状況について月次報告等により明らかにすることにより、債権管理状況についてモニタリングし、担当者による対応のばらつきを無くし、一定の債権管理が行われることを担保できる仕組み作りが必要である。また、報告を行う中で、回収についての現状を組織で情報共有し、今後の対応など方針を明確化していくことが必要である。

【意見】

金沢市水洗便所改造資金融資における回収・滞納管理については、債権管理状況のモニタリングを行うなど、債権管理の仕組み作りが必要である。

⑥回収・滞納管理（連帯保証人に対する請求）

連帯保証人に対する催告についても、担当者の判断による対応、回収・滞納管理が行われている。また、回収・滞納管理についても特段ルール化や報告による情報共有等は行われていない。⑤の借受人への請求でも記載したとおり、連帯保証人についても催告状況や現状について報告し、今後の方針等を共有する必要がある。

また、連帯保証人に対して催告を行っても、連帯保証人からは借受人の家族への請求を求められるなど、連帯保証人からの回収が進んでいない現状がある。当該融資の保証人は連帯保証人であり、連帯保証人は、主たる債務者と連帯して債務を負担することを約束した保証人であり、通常の保証人が有する催告の抗弁権、検索の抗弁権、分別の利益がなく、主たる債務者とまったく同じ立場となる。企業局としては、連帯保証人に対し、法的根拠に基づき履行を求めていく上では、連帯保証契約を行うにあたって、④で記載した連帯保証人としての資力の判断に加え、連帯保証人の責任、借受人の状況を十分説明することが必要となる。

なお、借受人に回収リスクがある当該融資においては、連帯保証人からの回収が貸付金の償還を担保する最終手段である。したがって、連帯保証人としての責任を追及するため、連帯保証人への請求を強化すべきである。

【意見】

金沢市水洗便所改造資金融資における連帯保証契約の際、連帯保証人に対し、その責任を十分説明するとともに、催告状況等の現状を報告するなど、連帯保証人に対しての請求を強化することが必要となる。

⑦回収・滞納管理（相続人への請求）

現在滞納している借受人28人のうち、6人が既に死亡している。死亡した場合には、相続放棄等の場合を除き、相続人が被相続人の財産を承継することとなる。債権者である企業局としては、借受人が死亡した場合、当然相続の状況を確認し、相続人への請求を行うことにより、債権の回収を図る必要がある。しかし、企業局では、過去においては、相続人への請求を行っておらず、また、相続状況の確認も行われていないケースが見られた。相続人においては、自らが当事者となり借入契約を行ったものではないことから、借受人以上に債務者としての意識は薄くなるのが通常である。しかし、企業局としては、公金である以上、出来る限りの努力により資金の回収を行う義務がある。したがって、借受人が死亡し相続が行われた場合には、なるべく早急に相続人に対しての請求、回収手続を行う必要がある。そのためには、コンスタントに借受人についての状況を確認する必要があるが、電話や訪問による対応だけでは、借受人の情報を入手するには限界もあることから、市の他の部署から情報を入手することも含め、借受人が死亡した場合の相続人への請求が行われるような仕組み作りを強化していく必要がある。

【意見】

金沢市水洗便所改造資金融資における回収・滞納管理について、借受人が死亡した場合の相続人への請求が行われるような仕組み作りを強化していく必要がある。

⑧債権調べと貸倒引当処理

滞納が発生している貸付金について、融資実行年度別の滞納額は表40のとおりである。

表40 融資実行年度別滞納金額及び件数 (単位：上段は円、下段は件)

H6年度分	H7年度分	H8年度分	H9年度分	H10年度分	H11年度分
151,800	145,200	1,498,100	0	490,200	327,600
1	1	5	0	2	2
H12年度分	H13年度分	H14年度分	H15年度分	H16年度分	H17年度分
925,000	320,600	553,200	319,700	108,000	0
3	2	3	1	1	0
H18年度分	H19年度分	H20年度分	H21年度分	H22年度分	H23年度分
0	0	37,500	0	39,400	185,500
0	0	2	0	2	2
H24年度分	合計				
104,400	5,206,200				
1	28				

上記より、消滅時効である10年を経過している債権が多数あると想定される。また、④、⑦に述べたとおり、平成25年10月末現在滞納が発生している債権のうち、借受人死亡、借受人・連帯保証人ともに破産宣告を受けている債権が多数存在する。

会計上は、回収可能性がないとみられる債権については、貸倒損失処理を行う必要がある。また、回収可能性に懸念がある債権については、貸倒引当金を計上する必要がある。企業局では、融資金について、これまで一度も貸倒損失を計上しておらず、また、貸倒引当金の計上も行っていない。貸借対照表の資産を適正に表示する上では、滞納債権について、今後の回収可能性を精査し必要な会計処理を行う必要がある。なお、貸倒引当金を計上した場合はもちろん、貸倒損失処理を行うことにより会計上帳簿から落とした場合であっても、債権管理上は通常の債権と同様、適正に管理することが求められる。

【指摘事項】

金沢市水洗便所改造資金融資における滞納債権については、債権回収可能性を精査し、貸倒引当金を計上するとともに、通常の債権と同様、適正に管理することが求められる。

⑨時効中断手続

企業局が行う貸付金についても、時効中断手続を行わない場合、滞納債権は時効を迎え、時効の完成をもって回収可能性が無くなる。上記より、債権の消滅時効である10年を経過している債権が多数あると想定される。企業局が運営主体として事業を行っている以上、貸付金も公金であり、安易に時効の完成を待って回収不能になるような取扱いは許されない。時効を完成させないためにも時効中断手続を適正に行い、債権の回収可能性を確保する必要がある。

企業局では、督促状及び催告状の発送以外には、明確に時効の中断を意識した手続は行っていない。ただし、民法第147条にある承認に関しては、借受人と滞納債権の回収に関する話し合いをしている際に、実質的には債務を承認させているものと思われる。また、その後に話し合いの内容に基づいて入金してくる行為は、行為そのものが債務を承認しているものとみなされる可能性が高い。

今後は消滅時効の完成を阻止するべく、時効の中断手続を実施する必要があるとともに、これまで行ってきた債務承認等の手続により、時効が中断しているかどうかを再確認する必要がある。

【意見】

金沢市水洗便所改造資金融資において、時効中断手続を適正に行い、債権の回収可能性を確保するとともに、時効が中断しているかどうかを再確認する必要がある。

(3) 井戸水利用に伴う公共下水道の不正使用

①概略

通常の水道を利用している場合、下水道使用料は水道の利用量に基づき算定され徴収されることになるが、井戸水（地下水）を利用している場合には通常の水道を利用しないため、井戸水（地下水）の使用量を計測し、下水道使用料を算定することになる。

これに関して、ホテルを経営する山の上ホテル（東京都）は、東京都より「井戸水を利用して公共下水道を使用するには下水道局への届出が必要であることを知りながら、下水道使用料を免れる目的で、無届で同ホテル本館の井戸水使用を開始して公共下水道へ排出した。また、井戸水使用量を計測する量水器を迂回するバイパス管を設置し、これを利用して使用量を実際より少なく偽ることで、下水道使用料を不正に免れていた。」として処分を受けている（平成24年10月）。

処分の内容は、平成21年4月5日～平成24年6月21日までの期間に不正に免れた水量49,607m³に対する下水道使用料17,970千円、過料として井戸水利用に伴う公共下水道使用届出書の無届に対する（下水道条例第25条）50千円、さらに、下水道使用料を不正に免れたことに対して（下水道条例第26条）免れた使用料の2倍に相当する35,940千円が課されている。平成25年には同様の不正事件がスーパー銭湯「極楽湯」を運営するソフト99コーポレーション（大阪市）でも生じており、同じように罰せられている（兵庫県尼崎市から使用料と延滞金計約1億2,300万円が請求）。

②井戸水利用者への金沢市の対応

井戸水に関する下水道利用の有収汚水量は表41のとおりとなっている。

表41 井戸水に関する下水道利用の有収汚水量

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
汚水量（m ³ ）	5,833,525	5,725,145	5,760,102	5,808,289	5,608,830
延件数（件）	17,576	17,323	25,739	25,171	24,796

延件数は増えているものの、1件当たりの水量が減少しており、総量も減少傾向にある。これは上水道の傾向と一致している。

金沢市では、東京都で発生した不正使用を受けて、大口ホテルやスーパー銭湯に関して現地調査を実施し、その時点においては不正使用の事例は無かったとのことであった。金沢市では、井戸水を利用する際に市の設置許可が必要であり、また、保健所で水質検査を実施していることから、こうした情報を収集分析することで不正使用を発見できる状況にあり、比較的対応も容易かと思われるため対策を検討することが望まれる。

金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例（抜粋）

（設置の許可）

第6条 井戸を設置して地下水を採取しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、地下水の利用を目的としない井戸であって規則で定めるものについては、この限りでない。

第4章 発電事業

1 事業の概要

金沢市の発電事業は、大正10年に金沢電気瓦斯株式会社より電気事業の経営を引き継いで以来、90余年にわたる永い歴史が刻まれている。昭和17年に戦時下の電力を管理下に置くため、配電統制令により解散を余儀なくされるも、その後、犀川総合開発事業によって上寺津発電所を建設し、昭和41年に市営の発電が開始された。

現在、上寺津、新辰巳、新寺津、新内川、新内川第二発電所の5つの発電所を使って水力発電事業を行い、発生したすべての電気を北陸電力株式会社に卸供給しているが、その発電量は一般家庭約40,000戸分、金沢市内の約20%の家庭で使用する電力量に相当する。

金沢市は、国内唯一の市営電気事業者として、水力発電による安全な電力の安定供給に取り組むとともに、水資源の有効利用を図り地球環境の保護に貢献している。

表42 発電設備の状況

名称	上寺津	新辰巳	新寺津	新内川	新内川第二
発電開始年月	昭和41.1	昭和46.3	昭和56.12	昭和59.12	昭和63.12
最大出力 (kW)	16,200	6,000	430	7,400	3,000
発電型式	ダム水路	水路	水路	ダム水路	水路
取水ダム	犀川ダム	上寺津ダム	—	内川ダム	—
供給電力量 (千kWh)	約70,000 /年	約28,000 /年	約1,800 /年	約27,000 /年	約11,000 /年
供給の相手方	北陸電力株式会社				

表43 業務量

(単位：kWh)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
発電量	134,025,130	136,406,100	143,462,500	136,405,560	132,783,830
うち供給量	132,852,760	135,217,180	142,254,760	135,258,000	131,669,510
発生可能電力量 (A)	134,870,370	136,780,240	149,056,420	147,269,310	140,850,790
目標可能電力量 (B)	146,303,000	146,303,000	145,629,000	145,629,000	145,458,000
出水率 (A/B) (%)	92.2	93.5	102.4	101.1	96.8

金沢市の発電事業は、電気事業法上、「卸供給事業者」として位置づけられ、一般電気事業者である北陸電力株式会社への電力供給を行っている。

卸供給事業者として、一般電気事業者との間で10年以上の電力受給契約を締結する必要があるが、金沢市においては、「電力受給に関する基本契約書」を北陸電力株式会社との間で締結し、平成22年4月1日から平成38年3月31日までの16年間、発電所における発生電力から所内用電力を除く全量を北陸電力株式会社に送電し、同社はこれを受電することを約している。

また、「卸供給料金算定規則」によって、いわゆる、総括原価方式（事業運営に必要な原価等に

適正な利潤を加え料金を算定する方式)により算定された料金原価に基づいて、卸供給先である一般電気事業者と合意した電力料金で、電力の卸売りを行うこととされている。金沢市においては、「電力受給に関する基本契約」の下、2年に1度、北陸電力株式会社との間で電力受給契約を締結し、総括原価に基づき受給電力料金を約しているが、直近においては、平成24年度及び平成25年度に係る受給電力料金について、「金沢市営発電所電力受給契約」を締結している。

卸供給事業者の法的定義については、以下のように記載されている。

電気事業法（抜粋）

第2条

11 卸供給 一般電気事業者に対するその一般電気事業の用に供するための電気の供給（振替供給を除く。）であって、経済産業省令で定めるもの

電気事業法施行規則（抜粋）

第3条 法第2条第1項第11号の経済産業省令で定める電気の供給は、次のとおりとする。

- 1 供給の相手方たる一般電気事業者との間で10年以上の期間にわたり行うことを約している電気の供給であって、その供給電力が1,000 kWを超えるもの
- 2 供給の相手方たる一般電気事業者との間で5年以上の期間にわたり行うことを約している電気の供給であって、その供給電力が10万 kWを超えるもの

2 事業の財務状況

発電事業における過去5年間の経営成績は、表44のとおりである。

表44 発電事業における過去5年間の経営成績等 (単位：千円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
経常収益	968,891	966,918	925,687	894,843	1,163,929
営業収益	955,263	955,102	882,173	881,593	861,706
電力料	936,362	942,209	887,475	853,599	849,883
濁水準備金取崩	16,684	11,133	△9,734	24,778	8,127
その他	2,217	1,760	4,432	3,216	3,696
財務収益	10,383	9,915	7,746	6,309	4,869
受取利息	10,383	9,915	7,746	6,309	4,869
事業外収益	3,245	1,901	35,768	6,941	297,354
経常費用	826,517	871,707	834,203	843,433	1,188,302
営業費用	704,067	771,440	752,323	778,351	1,126,441
水力発電費	566,670	639,190	599,030	615,535	978,514
一般管理費	137,397	132,250	153,293	162,816	147,927
財務費用	122,297	100,216	81,616	65,076	47,981
支払利息	122,297	100,216	81,616	65,076	47,981
事業外費用	153	51	264	6	13,880
経常損益	142,374	95,211	91,484	51,410	△24,373
経常収益／経常費用	117.2%	110.9%	111.0%	106.1%	97.9%
特別利益	193	—	—	—	—
特別損失	—	190,864	—	—	—
当年度純損益	142,567	△95,653	91,484	51,410	△24,373
職員数(人)	19	19	19	19	19

※1 H21年度(特別損失) 発電未開発地点に係る建設準備勘定を費用計上したもの

※2 H24年度(事業外収益) 新内川発電所の発電機復旧工事に伴う災害共済金288,170千円による増収

※3 H24年度(営業費用) 新内川発電所の発電機復旧工事(270,000千円)や発電機の停止にあわせて実施した水車分解点検整備工事(151,258千円)等による修繕費の増加

発電事業における過去5年間の財務状態は、表45のとおりである。

表45 発電事業における過去5年間の財務状態

(単位：千円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
資産	10,548,740	10,210,517	10,006,141	9,744,153	9,490,340
固定資産	8,298,125	7,936,214	7,723,173	7,664,914	7,615,513
有形固定資産	8,284,538	7,921,227	7,684,767	7,633,432	7,591,285
水力発電設備	7,147,375	6,960,850	6,708,609	6,639,091	6,583,428
業務設備	61,113	59,285	57,813	55,824	55,400
事業外固定資産	880,831	893,498	912,545	929,117	947,917
固定資産仮勘定	195,219	7,594	5,800	9,400	4,540
無形固定資産	13,587	14,987	38,406	31,482	24,228
水力発電設備	12,563	14,390	11,895	10,163	8,152
業務設備	1,024	597	26,511	21,319	16,076
流動資産	2,250,615	2,274,303	2,282,968	2,079,239	1,874,827
現金預金	2,148,297	2,156,117	2,162,903	2,006,449	1,778,687
未収金	102,318	118,186	120,065	72,790	96,140
負債	747,142	803,093	762,651	719,165	757,515
固定負債	658,694	665,320	646,112	659,471	669,160
渴水準備引当金	193,783	182,650	192,384	167,606	159,478
退職給与引当金	13,810	16,239	13,379	31,829	38,974
修繕準備引当金	451,101	466,431	440,349	460,036	470,708
流動負債	88,448	137,773	116,539	59,694	88,355
資本	9,801,598	9,407,424	9,243,490	9,024,988	8,732,825
資本金	7,402,458	7,133,257	6,951,574	6,797,448	6,628,953
自己資本金	5,727,461	5,756,128	5,829,176	5,940,747	6,038,547
借入資本金	1,674,997	1,377,129	1,122,398	856,701	590,406
剰余金	2,399,140	2,274,167	2,291,916	2,227,540	2,103,872
資本剰余金	1,625,519	1,624,866	1,624,178	1,619,964	1,618,469
利益剰余金	773,621	649,301	667,738	607,576	485,403
減債積立金	16,000	54,000	95,000	79,000	—
中小水力発電 開発改良積立金	452,020	452,020	452,020	452,020	452,020
地域振興積立金	21,591	47,924	28,877	24,305	18,505
建設改良積立金	—	—	—	—	39,000
未処分利益剰余金	284,010	95,357	91,841	52,251	△24,122
負債・資本合計	10,548,740	10,210,517	10,006,141	9,744,153	9,490,340

3 財務上の検討事項

(1) 事業外固定資産

事業外固定資産の過去5年間の推移は、表46のとおりである。

表46 事業外固定資産の過去5年間の推移 (単位：千円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
事業外固定資産	880,831	893,498	912,545	929,117	947,917
土地	233,712	233,712	233,712	233,712	233,712
諸装置	175	175	175	175	175
備品	646,944	659,611	678,658	695,230	714,030

①土地

土地として、4案件、計233,712千円が計上されている。

(監査手続)

事業外固定資産に係る内訳書入手、閲覧し、必要に応じて、担当者にその内容等について、ヒアリング（関係資料等による確認を含む）を実施した。

(監査結果)

1案件、帳簿価額224,014千円（461.6㎡）につき、未利用土地として認められた。

当該土地は、平成9年4月、隣接地の追加取得を前提に発電管理センター移転用地として取得された土地であるが、隣接地の追加取得が進まず移転計画が取り止めとなったため、平成10年4月から平成21年3月まで駐車場として賃貸していたものであるが、それ以降、未活用の状況が続いている。

早期に、当該未利用土地につき、売却も視野に入れた活用策を検討し、有効利用を図る必要がある。

【意見】

発電事業における事業外固定資産の土地のうち、1案件、帳簿価額224,014千円（461.6㎡）の未利用土地については、有効な活用策を検討する必要がある。

②備品

公営企業の目的である公共の福祉の増進に寄与する事業に充てるため、地域振興積立金を創設し積立を行っているが、現状、当該積立金は美術品の購入に充てられており、これにより取得された美術品は事業外固定資産 - 備品として計上されている。

なお、これらの美術品は、購入と同時に美術館等へと貸し出され、一般に展示ないし保管されている。

過去5年間の美術品の取得状況等は、表47のとおりである。

表47 過去5年間の美術品の取得状況等 (単位：千円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
点数（年度末累計）	214点	216点	217点	238点	241点
帳簿価額（累計）	646,943	659,610	678,658	695,230	714,030
各年度の取得点数	3点	2点	1点	21点	3点
各年度の取得額	18,638	12,667	19,048	16,572	18,800
地域振興積立金	21,591	47,924	28,877	24,305	18,505

(監査手続)

美術品の購入手続、貸出及び貸出後の美術館等での保管状況の確認手続について、担当者にヒアリングを実施するとともに、各種決裁伺書、支出負担行為伺書、美術品購入契約書、引渡・取得調書、展示・保管場所報告などの関係資料を閲覧した。

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

なお、地域振興積立金の対象事業としては、その積立金が発電事業における獲得利益を源泉としていることを踏まえれば、発電事業との関連性が乏しく、対象事業を広義に捉えた抽象的で曖昧な取扱いであると見なせる美術品の購入に充当するのではなく、対象とする事業を明確化・限定し、発電事業をアピールする事業等や市政のエネルギー関連の重要施策等に関する事業に充当されることが望ましいものと思われる。

(2) 固定資産仮勘定

固定資産仮勘定の過去5年間の推移は、表48のとおりである。

表48 固定資産仮勘定の過去5年間の推移 (単位：千円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
固定資産仮勘定	195,219	7,594	5,800	9,400	4,540
建設仮勘定	4,355	7,594	5,800	9,400	4,540
建設準備勘定	190,864	—	—	—	—

なお、平成20年度末における建設準備勘定は、中小水力発電の未開発地点（倉谷、辰巳ダム、医王ダム）に係る調査費等であるが、平成21年度において特別損失として費用計上している。

(監査手続)

建設仮勘定の内訳書入手、閲覧し、必要に応じて、担当者にその内容等について、ヒアリング（関係資料等による確認を含む）を実施した。

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

(3) 渇水準備引当金

渇水準備引当金は、河川の流量の増減によって生じる損益の変動を防止するために、電気事業法第36条に規定されている、特別法上の引当金である。

電気事業法（抜粋）

(渇水準備引当金)

第36条 電気事業者は、毎事業年度において、河川の流量の増加により水力発電所において発生した電気の量が経済産業省令で定める量をこえたため、電気事業の収益が増加し、又は電気事業の費用が減少したときは、経済産業省令で定める額に達するまで、その増加し、又は減少した額を渇水準備引当金として積み立てなければならない。

2 前項の規定により積み立てた渇水準備引当金は、特別の理由がある場合において、経済産業大臣の許可を受けたときを除き、毎事業年度において、河川の流量の減少により水力発電所において発生した電気の量が経済産業省令で定める量を下つたため、電気事業の収益が減少し、又は電気事業の費用が増加した場合において、その収益の減少又は費用の増加に充当するのでなければ、取りくずしてはならない。

3 前二項に規定する収益又は費用の増加又は減少の額の算出の方法は、経済産業省令で定める。

平成22年4月以降、電気事業法の改正を受けて、卸供給事業者に分類されることとなったため、当該引当金の設定根拠が無くなったが、当該引当金の設定趣旨を踏まえて当該引当金に係る規定等を準用することとし、平成22年3月に「金沢市企業局渇水準備引当金取扱要綱」を制定、これに基づいて平成22年4月以降も引き続き、渇水準備引当金の積立・取崩を実施してきた。

表49 渇水準備引当金の積立・取崩状況

(単位：千円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
渇水準備引当金	193,783	182,650	192,384	167,606	159,478
取崩（△は積立）（A）	16,684	11,133	△9,734	24,778	8,128
経常損益（B）	142,374	95,211	91,484	51,410	△24,373
A/B（%）	11.7	11.7	—	48.2	—

この利益調整型の引当金である渇水準備引当金について、自主的に計上してきたが、平成26年度予算及び決算から適用される新地方公営企業会計基準の導入時において、特別利益として全額取崩を行う予定である。

結果、全額取崩し後は、当該引当金による利益調整効果は無くなるため、一層の経営の安定性の確保が求められる。

(4) 総括原価を構成する費用

①退職給与引当金繰入額

退職給与引当金については、「金沢市企業局会計規程」第16条の勘定科目（別表第4）において退職給与引当金の計上を規定し、第79条の決算整理事項として諸引当金の計上を挙げているが、具体的な計上目的、算定方法等は示されていない。

金沢市企業局会計規程（抜粋）

（勘定科目）

第16条 局の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分して行うものとする。

2 前項に規定する勘定科目の区分は、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5及び別表第6に定めるところによる。

（決算整理）

第79条 企業総務課長は、毎年度経過後速やかに振替伝票により次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

(3) 諸引当金の計上

別表第4（第16条関係）発電事業会計勘定科目表（抜粋）

款：固定負債 項：引当金

目：湯水準備引当金、退職給与引当金、修繕準備引当金

発電事業においては、毎年度の退職給与金予算額の執行残高が発生した場合に、当該余剰金額につき引当金繰入を行っているが、平成24年度においては、7,144千円の退職給与引当金の繰入が行われている。

また、受給電力単価の改定に際しても、退職給与金に係る原価として、原価算定期間における退職給与引当金の発生額（繰入額）ベースではなく、退職給与金実支給見込額が使用され、これに基づいて総括原価が見積もられている。

なお、過去5年間における退職給与金及び退職給与引当金等の推移は、表50のとおりである。

表50 過去5年間における退職給与金及び退職給与引当金等の推移 (単位：千円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
営業費用 (A)	704,067	771,440	752,323	778,351	705,183
人件費 (B)	199,369	200,875	215,091	207,461	196,702
水力発電費	101,038	106,380	99,223	89,578	85,008
一般管理費	98,330	94,495	115,868	117,883	111,693
退職給与金	22,857	20,866	35,096	44,256	34,439
B/A (%)	28.3	26.0	28.6	26.7	27.9
退職給与引当金 (C)	13,810	16,238	13,378	31,829	38,973
自己都合要支給額 (D)	217,391	234,488	233,387	201,732	174,736
C/D (%)	6.4	6.9	5.7	15.8	22.3

※ 人件費＝給料＋手当等＋法定福利費＋退職給与金＋賃金＋厚生福利費

ア 退職給与引当金の会計処理方法と引当金残高

地方公営企業においては、「地方公営企業法施行規則」第12条第2項及び別表において退職給与引当金を例示しているが、詳細な定めはない。

退職給与引当金の算定方法等について詳細な定めがない中で、引当金繰入額として予算執行残高を繰入計上していることにつき、基準違反であるとは言えないが、「『地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）』の施行に関する取扱いについて」において、各事業年度において引き当てるべき額の基準として、当事業年度末日に在職する全職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金額

（自己都合要支給額）から、前事業年度末日に在職した職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における退職給与金額を控除した金額を基準とする方法を適当であるとしており、また、平成26年度の予算及び決算から適用される新地方公営企業会計基準において計上が義務化される退職給与引当金の算定方法のうち、簡便法（自己都合要支給額による方法）として容認されている方法であることを踏まえれば、引当金の繰入方法の見直しを行い、より適切な処理方法へと変更することが必要である。

また、これによって、より適切な総括原価の見積りが可能となり、適切な受給電力単価が算定されることにもなるため、原価の発生実態に見合った適正な電力料収入の確保のためにも重要であると言える。

この場合、各事業年度において発生していると認められる退職金要支給額を費用として損益計算書に計上し、各事業年度末における自己都合要支給額が固定負債（引当金）として貸借対照表に計上されることとなる。

発電事業における自己都合要支給額と実際の退職給与引当金の設定状況については、平成24年度末において、自己都合要支給額174,736千円に対して、実際の退職給与引当金残高は388,973千円であり、135,763千円の引当不足の状況にある。

引当不足額については、新地方公営企業会計基準の適用時点において、一括計上することが原則とされているが、職員の退職までの平均残余勤務年数の範囲内（最長15年以内）での対応も可能とする激変緩和措置が用意されていることから、当該措置の適用も含めた今後の対応について、早急に決定する必要がある。

また、その場合、受給電力単価の改定に当たっての交渉毎とはなるものの、電力料収入による回収を図るべく、引当不足額の取扱い（総括原価の一部を構成するかどうか等）についても検討する必要がある、受給電力単価への反映の可否が、今後の発電事業の収支状況に大きな影響を及ぼすものと思われる。

②減価償却費

固定資産の減価償却については、「金沢市企業局会計規程」第72条の減価償却の方法において、取得の当月から定額法により行うこととし、第79条の決算整理事項として固定資産の減価償却を挙げている。

<p>金沢市企業局会計規程（抜粋）</p> <p>（減価償却の方法）</p> <p>第72条 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりとする。</p> <p>(3) 発電事業会計は、取得の当月から定額法により行う。</p> <p>（決算整理）</p> <p>第79条 企業総務課長は、毎年度経過後速やかに振替伝票により次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。</p> <p>(2) 固定資産の減価償却</p>
--

なお、過去5年間における減価償却の実施状況は、表51のとおりである。

表51 過去5年間における減価償却の実施状況 (単位：千円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
営業費用 (A)	704,067	771,440	752,323	778,351	705,183
減価償却費 (B)	273,755	273,318	268,485	266,281	257,197
水力発電費	271,409	270,879	265,683	258,844	249,614
一般管理費	2,346	2,439	2,802	7,437	7,583
B/A (%)	38.9	35.4	35.7	34.2	36.5

また、受給電力単価の改定に際しても、減価償却費に係る原価として、原価算定期間における既存の各資産及び新規取得を計画している資産に係る減価償却費を試算し、これに基づいて総括原価が見積もられている。

(監査手続)

固定資産台帳を閲覧し、平成24年度取得の10,000千円以上の取得価額の固定資産について、適用している耐用年数の妥当性について検討を行った。

(監査結果)

検討を行った平成24年度取得の10,000千円以上の取得価額の固定資産のうち、新辰巳発電所取水口除塵機取替工事(取得価額41,804千円)について、諸装置として22年の耐用年数が適用されるべきところ、構築物として耐用年数10年が適用されていた。

発電事業は、電気を発電するために膨大な設備を必要とする典型的な設備産業であり、その建設や更新に係る投資は多額になること、また、長期間にわたり使用されることから、固定資産に係る会計処理は長期にわたり累積的に行われ、損益等への影響も大きいため、適用すべき耐用年数については、取得資産に係る仕様書等をさらに吟味し、今後とも適正な耐用年数を適用することが望まれる。

また、減価償却費は、総括原価を構成することから、受給電力単価の算定にも影響を及ぼすこととなるため、原価の発生実態に見合った適正な電力料収入の確保のためにも重要であると言える。

【指摘事項】

発電事業における減価償却費については、取得資産に係る仕様書等を精査し、今後とも適正な耐用年数を適用する必要がある。

③修繕費

修繕準備引当金については、「金沢市企業局会計規程」第16条の勘定科目(別表第4)において修繕準備引当金の計上を規定し、第79条の決算整理事項として諸引当金の計上を挙げているが、具体的な計上目的、算定方法等は示されていない。

発電事業においては、毎年度の修繕費予算額の執行残高が発生した場合に、当該余剰金額の一部につき引当金繰入を行っているが、平成24年度においては、10,672千円の修繕準備引当金の繰入が行われている。

また、受給電力単価の改定に際しても、修繕費に係る原価として、原価算定期間におけるオーバーホールを含む修繕工事計画に基づき修繕費を試算し、これに基づいて総括原価が見積もられている。

なお、修繕費の過去5年間の推移は、表52のとおりである。

表52 修繕費の過去5年間の推移

(単位：千円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
営業費用 (A)	704,067	771,440	752,323	778,351	705,183
修繕費 (B)	19,420	98,325	58,171	79,537	65,596
水力発電費	18,659	97,805	57,690	79,102	65,186
修繕準備引当金繰入	△36,856	15,330	△26,082	19,687	10,672
一般管理費	761	520	481	435	410
B/A (%)	2.8	12.7	7.7	10.2	9.3
修繕準備引当金	451,101	466,431	440,349	460,036	470,708

※ H24年度の営業費用 (A)、及び、(B/A) について

修繕費のうち、新内川発電所の発電機復旧工事 (270,000千円) 及び発電機の停止にあわせて実施した水車分解点検整備工事 (151,258千円) を調整した後の計数を記載

○修繕引当金の計上方法

地方公営企業においては、「地方公営企業法施行規則」第12条第2項及び別表において修繕引当金を例示しているが、詳細な定めはない。

各発電所における大規模修繕 (オーバーホール) について、「金沢市発電事業電気工作物保安規程」第12条により、10年に1度実施することとされている。

金沢市発電事業電気工作物保安規程 (抜粋)

(巡視、点検及び検査の基準)

第12条 定期的な巡視、点検及び検査の実施については、原則として別表第3に定める基準によるものとする。

別表第3 (抜粋)

電気工作物—水車・発電機 内部点検 1回/10年

総括原価方式に基づく受給電力単価の改定により多額の当該修繕費用は確実に回収される
 とは言え、当該費用の発生実態を踏まえ、また、オーバーホールの実施年度の損益が大きく変動してしまうことから、当該大規模な修繕に係る費用に備えて、長期修繕計画等に基づき、
 資産等の修繕の頻度や使用期間に応じて各事業年度に負担させるべく引当を行うことが望まれる。

【意見】

発電事業における修繕引当金については、大規模な修繕に係る費用に備えて、長期修繕計画等に基づき、適切な引当を行うことが望まれる。

なお、平成24年度作成の長期修繕計画によれば、平成29年度までに計画されているオーバーホール積算額合計は460,700千円であり、平成24年度末における修繕準備引当金残高との大きな乖離は見られない。

また、その場合、受給電力単価の改定に当たっての交渉毎とはなるものの、修繕費の発生実態に応じて安定的に受給電力料金による回収を図るべく、修繕費の見積りにおいて、修繕準備引当金の繰入額を総括原価に算入することについて検討する必要がある、受給電力単価への反映の可否が、今後の発電事業の安定的な収支の確保に大きな影響を及ぼすものと思われる。

4 個別課題

(1) 環境変化と課題（電気料金面）

平成7年以降、4次にわたる電気事業制度改革において小売部分自由化等の施策が実施され、電力自由化が進展する中、一般電気事業者を取り巻く経営環境が大きく変化し、一般電気事業者は徹底したコスト削減等を行ってきた。

また、東日本大震災以降、原子力発電所の再稼働問題や火力燃料の高騰等により一般電気事業者の収支が悪化し、電気料金の値上げの動きも見られる中、聖域なしでの一層のコスト削減に取り組んでいるところである。

徹底したコスト削減等の一環として、受給電力料金についても、表53のとおり、改定の都度、引き下げられている状況にある。

表53 1kWh当り受給電力単価の推移

年月	H16年4月 (H16・17年度)	H18年4月 (H18・19年度)	H20年4月 (H20・21年度)	H22年4月 (H22・23年度)	H24年4月 (H24・25年度)
料金率	8円75銭	7円98銭	6円83銭	6円39銭	6円24銭
改定率	△7.2%	△8.8%	△14.4%	△6.4%	△2.3%

※ 原価算定期間（2年）毎に改定

なお、平成24・25年度に係る「金沢市営発電所電力受給契約」の締結においては、改定下げ幅は縮小したものの、やはり、低廉化の傾向は否めない状況にある。

また、総括原価方式による料金規制の下、一定の利潤が確保され、安定的な経営がなされているものの、受給電力単価の低廉化の中、料金単価による供給原価の充足率は、表54のとおり、低下傾向にある。

表54 料金単価と供給原価の推移

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
料金単価 (A)	7 円17銭	7 円05銭	6 円17銭	6 円49銭	6 円52銭
供給原価 (B)	6 円22銭	6 円45銭	5 円86銭	6 円24銭	9 円02銭
A/B (%)	115.3	109.3	105.3	104.0	72.3

※1 料金単価＝料金収入／（年間発電電力量－自家用電力量）

供給原価＝経常費用／（年間発電電力量－自家用電力量）

※2 H24年度においては、修繕費として新内川発電所の発電機復旧工事（270,000千円）が計上されているが、これに対応する災害共済金288,170千円を事業外収益に計上していることから、これを加味すれば、供給原価は6円97銭、A/B＝93.5%となる

更に、今後、安定供給の確保や電気料金の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大等を目的とした電力システム改革が推し進められることとなっており、その中で、一般家庭等への小売事業について、平成28年を目途として全面自由化することとしており、これに伴う一般電気事業者制度の見直しとあわせて、現行の電気事業法の事業類型についても抜本的に見直される予定とされている。

小売全面自由化においては、一般電気事業者が、自由な競争環境下において需要家のあらゆるニーズに応え、様々な料金サービスを提供できるように、競争の進展に応じて、一般電気事業者の供給義務や料金規制が撤廃されることとなっている。

また、一般電気事業者の供給義務や料金規制を補完する仕組みである卸規制（発電事業者から一般電気事業者へ長期間・大量の供給契約を総括原価方式による料金規制や供給義務により規制）を撤廃することとされており、卸供給事業者は、新たに発電事業者（仮称）として位置づけられる予定であり、発電事業者の自由度が高まることとなる。

以上、電力システム改革の進展により、一般電気事業者はもちろん、卸供給事業者自身においても、各々を取り巻く経営環境がドラスティックに変化することとなる。

(2) 環境変化と課題（原価面）

水力発電事業のため、初期投資額は多額であり減価償却費負担は重い、火力発電における石油・石炭等のような原料費は不要であり、また、ランニングコストも比較的安いと言える。

経常費用の主な内訳に係る過去5年間の推移は表55のとおり、経常費用の大宗を占めるのは固定費であり、コスト削減が効きにくい費用構造となっているが、現状、企業債償還が進み支払利息負担が軽減され、経常費用も低減している。

表55 経常費用の主な内訳

(単位：千円)

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
経常費用	826,517	871,707	834,203	843,433	767,044
人件費	199,369 (24.1%)	200,875 (23.0%)	215,091 (25.8%)	207,461 (24.6%)	196,702 (25.6%)
減価償却費	273,755 (33.1%)	273,318 (31.4%)	268,485 (32.2%)	266,281 (31.6%)	257,197 (33.5%)
修繕費	19,420 (2.3%)	98,325 (11.3%)	58,171 (7.0%)	79,537 (9.4%)	65,596 (8.6%)
交付金	77,599 (9.4%)	76,811 (8.8%)	75,184 (9.0%)	72,920 (8.6%)	69,843 (9.1%)
支払利息	122,297 (14.8%)	100,216 (11.5%)	81,616 (9.8%)	65,076 (7.7%)	47,981 (6.3%)

※1 カッコ内は構成比

※2 人件費＝給料＋手当等＋法定福利費＋退職給与金＋賃金＋厚生福利費

※3 H24年度の経常費用、修繕費について

修繕費のうち、新内川発電所の発電機復旧工事（270,000千円）及び発電機の停止にあわせて実施した水車分解点検整備工事（151,258千円）を調整した後の計数を記載

しかしながら、平成26年度から平成30年度の5年間にわたる長期投資計画においては、昭和41年1月運転開始の上寺津発電所建設改良費として発電機改良や调速機等の取替等により約18億円、昭和46年3月運転開始の新辰巳発電所建設改良費として発電機回転子・固定子取替等により約4億円、また、発電管理センター建設改良費として発電管理システム更新等により約4億円など総額約35億円の再投資を計画しており、今後、これらに伴う費用負担も見込まれる状況にある。

(3) 対応など今後の課題

このように発電事業を取り巻く厳しい経営環境下においても、安定した利益が維持・確保できるよう、今後、電力システム改革の進展に合わせた時間軸を持った対応が必要になるものと思われる。

① 当面の対応

小売全面自由化に伴う卸供給の規制撤廃前においては、現行電気事業法による規制下、一般電気事業者との電力受給に関する基本契約・電力受給契約に基づいての対応となるため、受給電力料金の基本料金部分の割合を維持ないし高めるべく交渉を粘り強く行うことはもちろんのこと、

コスト削減等の経営効率化や、上述のとおり、退職給与引当金、減価償却費及び修繕準備引当金に係る原価の発生実態に見合った適切な受給電力料金が確保されるよう原価が把握され、適正な総括原価の見積りを可能ならしめる管理が必要である。

② 中長期的な対応

小売全面自由化に伴う卸供給の規制撤廃後においては、総括原価方式が撤廃されるとともに、一般電気事業者に限定されず新電力（特定規模電気事業者）等に対して自由に売電することが法的にも可能となり、経営の自由度も高まることとなる。

また、一般電気事業者との現在の契約期間は平成37年度までであるが、規制撤廃後においては、引き続き安定的な売電先や電力料収入の確保のため、一般電気事業者への受給電力契約を継続するとの判断に加えて、供給電力量のうち一定割合については、一般競争入札を実施することも十分検討に値するものとする。

不断にコスト削減等の経営の効率化に取り組み、また、適正な原価の把握・管理を行うことはもちろん、売電契約のあり方や売電先についても、検討を行う必要がある。

第5章 事業共通

1 料金徴収事務手続

(1) 供給停止

企業局では、納期限を越えた水道料金、下水道使用料に関しては、財務規則に基づき納期限後20日以内に督促状を発送している。その場合、納期限は企業局会計規程に従い15日以内としている。

金沢市財務規則（抜粋）

第59条 法第231条の3、道路法(昭和27年法律第180号)第73条若しくは河川法(昭和39年法律第167号)第100条第1項において準用する同法第74条又は令第171条の規定により督促するときは、納期限後20日以内に督促状(様式第33号又は様式第33号の2)を発しなければならない。

金沢市企業局会計規程（抜粋）

第83条

2 前項第1号及び第2号に掲げる督促に使用する書類には、発行する日から15日以内において指定納期限を定めておかななければならない。

督促状発送から督促納期限を経過しても、なお、未納の滞納者に対しては、督促状発送の日から30日以内の日に催告状を発送することになる。ここでの催告状には、14日以内の催告納期限のほか、供給停止の予告が明記されている。催告納期限を経過しても、なお、未納の滞納者については、10日後の最終催告納期限と供給停止予告を明記した最終催告書が送付される。最終催告納期限の概ね4日後に供給停止延期通知を現地投函し、その5日後に供給停止となる。この間、催告状発送から供給停止に至った後も、滞納者と個別に面談や相談が実施されることになる。

一方、ガス事業に関しても、料金の納期限は納入通知書発行の日の翌日から50日以内とされていることから、水道料金、下水道使用料の督促納期限と同じ日を支払期限としている。また、ガス料金の納期限は、水道料金、下水道使用料の催告納期限と同一の日に設定されている。

金沢市ガス供給条例（抜粋）

第19条

3 使用者は、料金を支払義務発生の日の翌日から起算して50日（以下「支払期限日」という。）以内に支払わなければならない。ただし、支払義務発生の日の翌日から起算して50日目が休日の場合は、その直後の休日でない日を支払期限日とする。

なお、供給停止に関しては、以下のように企業局の条例に水道事業、ガス事業ともに使用者が料金を支払わないときに供給停止ができる規定がある。

金沢市水道給水条例（抜粋）

第32条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) この条例に規定する水道料金を督促しても、なお納入しないとき。

金沢市ガス供給条例（抜粋）

第16条 本市は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ガスの供給を停止することができる。この場合において、本市が損害を受けたときは、使用者にその損害の賠償を請求することができる。

- (1) 第19条第3項に規定する支払期限日を経過し、督促しても料金の支払がない場合

これらの条例からは、督促納期限を経過した場合に、供給停止の対象になることが明記されている。この供給停止の具体的な事務手続に関しては、ガス水道料金滞納にかかる供給停止取扱要綱が制定されている。この要綱によれば、供給停止を行う場合とは以下のように規定されている。

ガス水道料金滞納にかかる供給停止取扱要綱（抜粋）

（供給停止）

第2条 料金滞納者に対する供給停止は、次の各号のいずれかに該当する者に対し行うことができる。この場合、納期限を指定した供給停止予告書（様式第1号）により予告をするものとする。

- (1) ガス料金を督促の納期限後なお滞納しているもの
- (2) 水道料金を督促の納期限後1箇月を経過してもなお滞納しているもの
- (3) 滞納常習者と認められるもの
- (4) 納入誓約書（様式第2号）または分納誓約書（様式第3号）により納入を誓約したもので、正当な理由なしで誓約を履行しないもの
- (5) その他管理者が必要と認めるもの

供給停止は使用者のライフラインを止める手続であるので、安易に行うべきではないことは当然である。しかし、一方で、遅滞なく支払を継続している多くの使用者との公平性に鑑みた場合、意図的に支払わない悪意の滞納者にまで供給停止に踏み込まないのは適切ではない。内部で使用する「滞納整理事務の手引き」においても、「使用者全体の料金負担の公平を期するため、適切な措置をおこなう」ことが滞納整理事務であるとうたわれていることから、要綱に従い、供給停止を厳格に運用すべきである。

(2) 供給停止の一時保留と解除

要綱は、供給停止を一時保留する場合についても、規定している。

ガス水道料金滞納にかかる供給停止取扱要綱（抜粋）

（供給停止の一時保留）

第3条 供給停止の予告に当たっては、次の各号の一に該当する場合には、当該事由の消滅するまで供給停止を保留するものとする。

- (1) 使用量等に対して異議申立があり、調査中のもの
- (2) 生活困窮者およびその他の理由で管理者が供給停止することが適当でないと認めたもの

2 前項第2号により供給停止を一時保留したときは、納入誓約書または分納誓約書を提出させるものとする。

さらに、いったん供給停止とした場合でも、滞納料金を完納した場合や納入誓約書または分納誓約書により後納または分納納入を承諾した場合などには、供給停止処分を解除すると規定している。

ガス水道料金滞納にかかる供給停止取扱要綱（抜粋）

（供給停止解除）

第6条 供給停止処分の解除（開栓）は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 滞納料金を完納したもの
- (2) 納入誓約書または分納誓約書により後納または分納納入を承諾したもの
- (3) その他管理者がやむを得ないと認めるもの

上記のように、供給停止の一時保留の場合も供給停止処分の解除の場合も、要綱に定められている納入誓約書や分納誓約書を入手することが必要な場合がある。しかし、平成25年3月末現在の30万円以上の滞納のある者で、供給停止をしないために本来誓約書を提出させる必要のある75名のうち、誓約書を入手していたのは2名だけであった。また、先述の「滞納整理事務の手引き」にある供給停止の執行の際の注意事項には、「使用者が当該未納金に関して具体的な支払方法を呈示せず、かつ、誠意をもって支払いをしていないこと」に注意するという記載があり、実際に供給停止をするのは、口頭の約束すら得られないような滞納者と面談ができない場合等が多い。これらの供給停止措置に関しては、要綱での想定にかかわらず、相手に応じた対応が行われているのが現状である。

要綱では、供給停止の一時保留や供給停止処分の解除に際して、納入誓約書や分納誓約書の入手が必要な場合を規定しているにもかかわらず、このような場合であっても誓約書を入手せずに口頭約束で供給に応じている場合が非常に多いことから、要綱に従い、事務手続を適正に実施する必要がある。

【指摘事項】

料金徴収事務手続における供給停止の一時保留と解除については、ガス水道料金滞納にかかる供給停止取扱要綱に従い、事務手続を適正に実施する必要がある。

(3) 分割納付の承認

滞納整理事務の手引きによれば、滞納者と分割納付の合意を行うにあたっては、分割回数、金額及び納付期限等の条件については、使用者の支払能力等を勘案して決定し、所属長の決裁を受けることとある。この場合の所属長とは料金センター所長であり、決裁を受ける書類は要綱にある誓約書に承認を受けるルールになっている。

しかし、前述したように、誓約書の入手が必要な場合でも、ほとんど行われていないことから、ルールに則った承認手続は行われていないことになる。この点に関して担当課では、供給停止や開栓等の際に回付される滞納整理経過票に合意内容を記載しているため、事後的にはあるが料金センター所長まで回覧されているとしている。しかし、手引きによれば、滞納整理経過票の回付は報告事項と明記されており、そもそもは供給停止と開栓の報告を目的としたものであり、特に供給停止保留の場合は回覧されていない状況である。滞納整理事務の手引きは、内部で使用する事務マニュアルだとは言え、料金センター所長まで決裁を受けたマニュアルであることから、そこに記載されている承認ルールを守る必要がある。

(4) 交渉内容の事前承認

手引きによれば、分割納付の期間が6ヶ月を超える場合は、所属長と協議の上決定するものとされ、分割期間が長期に及ぶものが多い実態からは、合意予定の内容に関して事前に決裁を受けることが想定されている。通常、担当者が滞納者を訪問したり面談したりして、滞納額の解消に向けて交渉にあたっている。このような交渉では、電話等で分割の内容等を事前に合意できている場合を除き、滞納者と交渉の過程で決定していくことが現実的である。その場合、手引きが想定するような事前承認は事務的に困難となる。かといって、滞納者との交渉内容をすべて担当者任せということでは、企業局としての統一した考え方に基づいた交渉方針とは言えなくなる。今回、滞納者の状況を聴取している中で、2～3年間滞納していた滞納者が、企業局の担当者が代わると支払に応じた例もあったそうだが、交渉内容や結果は担当者の性格等によってばらつきが出るのは当然であって、交渉方針に対してある程度の統一感のある対応を指向することが必要であろう。担当者が滞納者と交渉するにあたっては、現実的ではない事前承認に代えて、例えば分割納付の最長期間を所属長と打ち合わせておくなどし、その範囲内で担当者に交渉権限を与えるなどの方法が望ましい。

【指摘事項】

料金徴収事務手続における分割納付の承認において、滞納整理事務の手引きに記載されている承認ルールを守る必要がある。

また、滞納者との交渉にあたっては、事前の調整を所属長と行うことで、担当者に交渉権限を与えるような方法の検討が必要である。

(5) 時効中断手続と認識

消滅時効とは、債権を持つものが請求する権利があるにもかかわらず、権利の上にあぐらをかいて何もしない場合には保護されず、債権を消滅させてしまう制度である。企業局が調定を行う水道料金、下水道使用料やガス料金についても、滞納している債権は時効を迎える場合があり、時効の完成をもって回収可能性が無くなることもある。金沢市が運営主体として事業を行っている以上、水道料金、下水道使用料やガス料金も公金であり、安易に時効の完成を待って回収不能になるような取扱は許されない。このような時効を完成させない手続が時効中断手続である。水道料金、下水道使用料やガス料金に関する債権については、時効中断の手続に関して以下のように地方自治法並びに民法の規定がある。

地方自治法（抜粋）

第236条

- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治29年法律第89号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第153条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

民法（抜粋）

第147条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- 1 請求
- 2 差押え、仮差押え又は仮処分
- 3 承認

第153条 催告は、6箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事事件手続法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

企業局では、納入の通知、督促以外には明確に時効の中断を意識した手続はあまり行っていない。ただし、民法第147条にある承認に関しては、滞納者と滞納債権の回収に関する話し合いをしている際に、実質的には債務を承認させているものと思われる。また、その後に話し合いの内容に基づいて入金してくる行為は、行為そのものが債務を承認しているものとみなされる可能性が高い。しかし、企業局では、公債権に関しては一連の債務承認によって時効が中断しているという認識が浅く、時効中断手続の実効性に関する認識も明確ではなかった。下水道使用料は公債権であり、水道料金とガス料金は私債権であるが、どちらも公金であり、ともに時効中断手続が行えるものである。今後は、消滅時効の完成を阻止するべく、時効の中断手続を実施する必要がある。

あるとともに、これまで行ってきた債務承認等の手続により、時効が中断しているかどうかを確認する必要がある。

(6) 納入誓約書の利用促進

企業局では、滞納のある使用者に対して前述のように要綱に納入誓約書を入手する手続がある。しかし、滞納のある使用者から必ず入手できるものでもないため、表56のように、平成25年3月末の滞納額30万円以上の使用者119名のうち、納入誓約書の入手を行っていたのは2名だけであった。一方、口頭での納入の誓約を受けていたのは110名もあり、通常、滞納者とは交渉ができ、口頭とはいえ納入の約束は得られている。

表56 平成25年3月末現在30万円以上滞納者数 (単位：名)

区 分	水道等供給中	供給中止・解除	合 計
誓約書入手	2	0	2
口頭約束のみ	71	39	110
いずれも不可	2	5	7
合 計	75	44	119

納入誓約書には「私のガス・水道料金等の未納金については、下記のとおり納入し完納することを誓約いたします。もし、納入できなかつたときは、直ちにガス・水道の供給を停止されても異議は申しません。」としたうえで、滞納金額も合計で記載する欄があり、債務を確認させることによって、時効の中断ができる様式となっている。納入誓約書は、滞納者との合意予定の内容を予め企業局内部で承認決裁を行うための内部使用が前提であるにせよ、せっかく時効中断までできるような雛型を作成しているのに有効に利用されていない。相手のある話ではあるが、多くが口頭約束に依拠している実態からみれば、口頭での約束を納入誓約書として残すような努力が必要である。

(7) 滞納額の充当方法

現在、滞納者から入金があると、すべて最も古い債権に充当していく事務が取られている。これは、時効によって債権が消滅してしまわないように、なるべく時効が近付いた債権から入金していこうという配慮によるものである。確かに、下水道使用料は公債権であり、債務者から時効の援用がなくとも時効が成立してしまうため、時効を中断させる対策を行ってこなかったこれまでの状況からは、時効の成立を防ぐためになるべく過年度分に充当したいとした方法はある意味正しい。

一方、納入誓約書には「平成〇〇年〇〇月分以降の請求については、納期限内に必ずお支払いすることを併せて誓約いたします。」という文言があり、誓約書提出以降は、新たな滞納をしないという確約をとらせる内容となっており、それに加えて滞納分についても、一定の期間内に支払っていくということを想定した文言となっている。これは、滞納状況にある使用者に供給停止等の措置をとることなく、滞納債権についても一括して支払を求めないとするのが、滞納なく

支払っている使用者との公平性に鑑みれば、せめて今後の使用に関しては遅滞なく支払わせることが最低限必要との配慮がなされたからではないかと推測され、当然のことと考える。しかし、誓約書があるものもないものも、現在の滞納整理の実務としては、月間の概算利用金額にいくらかを上乗せして月々の返済額として合意する内容であり、しかも、入金額はすべて最も古い債権に充当することとしているため、過去の滞納債権が減少していく一方で、新たな滞納が生じていくこととなる。過年度の滞納額が順調に返済になり、どこかの時点で滞納額が一掃されるのであればそれでも良いが、すべてが合意どおりに入金されるわけではない状況からは、滞納額が減少しないまま使用を認めることで合意しているとも受け止められかねない。ましてや、最も古い債権への入金が時効期間までに間に合わず、時効を迎えてしまっているということでは、何のためのリスケジュールかわからない。

ガス、水道料金及び下水道使用料を一括して徴収する現状では、滞納債権に公債権と私債権とが混在しているため、時効までの期間が5年と2年というように異なることや、時効の成立に債務者による時効の援用を必要とするか否かなどの違いがある。また、金沢市ガス供給に関する規程第21条第6項には、使用者は支払義務の発生した順序で料金を支払わなければならない旨の規定がある。これらの法的な背景を十分把握したのち、まず実施すべきは時効の中断手続であることも踏まえ、滞納なく支払っている多くの使用者との公平性を損なわぬよう、入金額の充当方法を検討する必要がある。

【意見】

料金徴収事務手続においては、滞納なく支払っている多くの使用者との公平性を損なわぬよう、入金額の充当方法を検討する必要がある。

(8) 滞納処分（財産調査、財産差押）の実施

① 下水道使用料

下水道使用料に関する不納欠損の状況は後述のとおりである。つまり、下水道使用料についても、毎年時効にかかり債権が消滅している現状がある。水道料金やガス料金は、法律により強制徴収できることが規定されていないため、一般の強制執行手続である民事訴訟法上の強制執行によらなければならない。しかし、下水道使用料については、地方自治法により地方税の滞納処分の例によることができる。すなわち、債務者等が債務を納付しない場合に、財産を差押えたり、財産を換価したりして未納の債務に充当することができるのである。下水道使用料の場合、水道料金やガス料金のように、供給を止めることによって使用者に支払を促すことができないため、差押え等がこれに代わる有効な手段となる。

地方自治法（抜粋）

第231条の3

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

地方自治法（抜粋）

附則第6条 他の法律で定めるもののほか、第231条の3第3項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

3 下水道法(昭和33年法律第79号)第18条から第20条まで(第25条の10において第18条及び第18条の2を準用する場合を含む。)の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料

②下水道受益者負担金

下水道事業における受益者負担金とは、下水道が整備されることにより環境改善が図られ、特定の地域だけが快適な生活を送れるようになる場合、その建設費の一部を受益者に負担させる制度である。下水道の受益者負担金の場合、既存の土地所有者等からすれば、使用料のように利益を直接認識することが少ないため、負担金の支払い拒否が生じやすい。このような受益者負担金に延滞が生じた場合も、以下のように強制徴収が行える債権となる。

都市計画法（抜粋）

第75条

5 第3項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前2項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

表57が、受益者負担金の滞納状況である。

表57 受益者負担金未納額（平成25年11月7日現在）（単位：千円）

発生年度	H24年度	H23年度	H22年度	H21年度	H20年度以前	合計
滞納額	2,377	2,384	2,717	1,962	5,178	14,618

また、そのうち滞納額残高上位5件の状況は表58のとおりである。

表58 滞納額残高上位5件の状況

(単位：千円)

	滞納額	状 況
①	2,228	法人 平成23年に破産。
②	728	個人 経営不振で当該地が平成15年に競売。
③	581	個人 当初から滞納、滞納理由は不明。建物はあるが非居住。
④	540	法人 平成20年に当該地が競売。
⑤	486	法人 平成22年に破産。

これら大口先の状況にもあるように、すでに法的破綻になっている債務者も多く、回収はほぼできない状況にある。しかし、①の債務者は平成20年度から滞納が始まり、平成23年に破産するまでタイムラグがある。これらの債務者も含め、強制執行のような行為は一切行われず、法的破綻も含め延滞先が実質的に破綻状態になるまで、回収にあたって法が用意した優位性を活かす試みはなされていない。その結果、平成24年度の不納欠損額は表59のとおりとなっている。

表59 平成24年度不納欠損額

調定年度	金額
平成16～平成19年度分	3,401千円

地方公共団体という性格上、強制執行のような手続を安易に取るべきではないことは理解できる。しかし、一方で下水道に関わる使用料や受益者負担金は、下水道という性格上、供給停止のような支払を促す行為はとりえない。また、下水道関連の公債権は時効の援用を必要とせず、時効による債権消滅が発生しやすいことも事実である。このような下水道関連債権の特徴に鑑みれば、滞納額が高額にのぼる場合や過年度からの滞納がある滞納者に対しては、使用料や受益者負担金の滞納理由の信憑性や資産背景の把握に努めるべく、銀行預金調査や給与照会等の財産調査を実施する必要があると思われるが、担当課へのヒアリングによると、受益者負担金については、これまでに財産調査が行われた実績はない。また、財産調査の結果を受けて、資力があるにもかかわらず納付する意思がない悪質な滞納者に対して、財産差押を実施し強制的に徴収することは、悪質な滞納者と善良な納付者との公平性を確保する観点からも、極めて有効な手段であると思われるが、これまでに財産差押による強制徴収が行われた実績はない。

今後は、強制徴収による滞納額の縮減を図るべく、また、悪質な滞納者を未然に防ぐ観点からも、債権額が少額であり回収のために要する費用に満たないと認められるケースを除き、財産調

査や財産差押の実施を検討すべきである。

【意見】

公債権である下水道受益者負担金の滞納者については、財産調査や財産差押の実施を検討すべきである。

(9) 不納欠損（不納欠損を行う時期と私債権の債権放棄手続）

不納欠損手続とは、債権の放棄又は時効の完成等により債権が消滅した場合に、会計上も債権を消滅させる手続である。法的な債権の消滅を待って、会計上も不納欠損とすることが一般的であろうが、安易に債権の放棄を行うべきでないという立場から、法的に債権は消滅していなくても、公営企業の財務内容の健全化のために会計上は不納欠損処理を行い、債権管理は別途行うということも考えられる。その債権管理については、金沢市においても統一の課題として考えられており、そのルールの制定に向けて検討を開始している。

下水道使用料に係る債権については、地方自治法236条第1項の規定が適用され、時効の中断を行わないと、5年で時効が完成する。その際、債務者側からの時効の援用は必要とせず、自動的に時効により消滅することになる。

地方自治法（抜粋）

第236条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

一方、ガス料金と水道料金に係る債権は、下水道使用料と異なり、私法上の債権として、民法第173条1号の規定が適用され、消滅時効までの期間は2年である（水道料金について、東京高等裁判所平成13年5月22日判決、最高裁判所平成15年10月10日上告不受理決定。ガス料金も同様）。

民法（抜粋）

第173条 次に掲げる債権は、2年間行使しないときは、消滅する。

1 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権

ただし、時効の期間が満了しても、そのままでは債権は消滅せず、債務者側からの時効の援用があってはじめて債権が消滅することになる。債務者が行方不明等により、債務者からの時効の

援用がない場合には、債権放棄に係る議会の議決があつてはじめて債権が消滅することになる。

しかし、ガス、水道料金に係る債権は、時効期間の最も長い下水道使用料に合わせて、5年経過後に不納欠損処理を行っている。この5年の間には滞納者が自己破産する場合もあるが、画一的に5年の時効の完成を待って不納欠損処理としているため、2年経過後も3年間は不納欠損処理が行われないうちまとなっている。本来、私債権であるガス、水道料金については、時効の中断が行われないと2年で時効を迎えるが、債務者から時効の援用があるか企業局が債権放棄を行わなければ、債権は消滅しないことになる。しかし、これらの債権に関しても5年後に債権放棄の手続を踏まずに不納欠損としている処理からは、法的な債権消滅がなくても実質的に消滅していると認識していると思われる。そうであるとするならば、実質的に債権が消滅しているのは5年後ではなく、私債権の時効を迎えた2年後でないと認識に一貫性がない。また、2年間の時効経過後、明確な徴収努力がなされているわけではないことから、実質的には債権を放棄してしまった状態と言える。また、過年度からの放棄をしていない債権も多額に上ることが考えられることから、ガス、水道料金に関する債権に関して実質的な債権消滅時に不納欠損とするのであれば、2年間の時効期間経過後に不納欠損処理とするべきであるとともに、法的にも債権の整理を行うことが必要である。

そのため企業局は、ガス、水道料金については、最高裁上告不受理決定を踏まえ、私債権として取り扱うこととし、それに合わせて適切な不納欠損処理を実施すべきである。

【指摘事項】

ガス、水道料金については、最高裁上告不受理決定を踏まえ、私債権として取り扱うこととし、それに合わせて適切な不納欠損処理を実施すべきである。

(10) 不納欠損（時効成立時期）

平成25年3月末現在の滞納額が30万円以上の使用者のうち、供給を停止していない使用者は75名である。このうち、過去5年以内に不納欠損処理を行った使用者は表60の5名である。

表60 過去5年以内に不納欠損処理を行った使用者（単位：千円）

	過去5年の不納欠損額	状 況
①	93	納入の口頭誓約あり 理髪店営業中 年間5～6万円入金
②	326	納入の口頭誓約あり 飲食業営業中 メーターが屋内で休止ができない
③	1,073	納入の口頭誓約あり 共同ビル 年間5～6万円入金
④	266	納入の口頭誓約あり 月平均使用額（約3万円）に上乗せして入金（約5万円）
⑤	1,428	納入の口頭誓約あり 不動産管理会社 平成23年度から年間60万円程度入金

これらは、いずれも口頭とはいえ納入に関する約束を取り付けている。また、そのほとんどは実際に入金も行っている。このような状況からは、ガス料金、水道料金や公債権である下水道使用料に関しても、時効中断理由の民法第147条第3号「承認」に該当するのではないかと思われる。口頭でも債務の承認が行われると、時効が中断することにもなり、そういった滞納者に対しては、時効の成立を理由に不納欠損処理を行うことはすべきではない。そのため企業局は、今後行う不納欠損処理において、滞納者との間で時効が成立しているのかどうかを確認し、適正に処理する必要がある。

【指摘事項】

料金徴収事務手続においては、時効の中断手続を実施する必要があるとともに、今後行う不納欠損処理については、時効を確認し、適正に処理する必要がある。

(11) 延滞金

延滞金に関しては、以下のように定められている。

地方自治法（抜粋）

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

また、金沢市では、これを受けて「金沢市税外歳入の延滞金に関する条例」を定めている。

金沢市税外歳入の延滞金に関する条例（抜粋）

第1条 この条例は、別に定めるもののほか分担金、使用料、加入金、手数料、国民健康保険料及び過料その他市の歳入（以下「税外歳入」という。）を定期内に納付しない者がある場合において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3の規定に基づき徴収する延滞金に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 税外歳入の納付義務者が納期限後にその税外歳入を納付する場合には、当該税外歳入の額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

金沢市においては、延滞金に係る徴収規程が条例によって定められていることから、延滞金を徴収することができる状況にある。企業局においても、下水道事業受益者負担金や各種使用料に延滞が発生している。資力があるにもかかわらず納付する意思のない悪質な滞納者と善良な納付者との公平性を確保する観点から、また、滞納を未然に防ぐための一つの方法として、原則として、延滞金の徴収を行うべきである。

【指摘事項】

ガス、水道料金及び下水道使用料については、延滞金の徴収を行うべきである。

(12) より効果的な滞納整理に向けて

金沢市では、収入に関して様々な調定が発生する。企業局の各種事業の使用料をはじめ、市税、負担金、保育料、市営住宅賃貸料等多くの部署が関わる債権が発生するが、これらにおける滞納に関して、同じ市民が複数の債権の滞納者であることも考えられる。現在、金沢市では滞納情報を交換する場は設けているものの、滞納債権を管理する統一した部署は無い。滞納情報の共有には、各部署の滞納管理システムの統合や個人情報の取扱い等の課題もあるが、一方では、行政サービスの提供にあたって、公的扶助を受けていなくとも本当に困窮している市民を把握する手立てとなることも考えられることから、市において、より効果的な滞納情報管理のあり方について検討がされていくことが望まれる。また、悪質な滞納者等が滞納する債権整理のため、各部署において、徴収のスキルアップをさらに図っていくとともに、徴収の専門チームの組織化や徴収業務の一部外部委託化など、様々な方策を考えていくことも求められる。企業局においても、悪質な滞納者等の滞納管理業務及び徴収業務を、より着実に遂行していくため、徴収能力のさらなる強化を図っていく必要がある。

【意見】

企業局において、悪質な滞納者等の滞納管理業務及び徴収業務を、より着実に遂行していくため、職員の徴収能力のさらなる強化を図っていく必要がある。

2 資産化される人件費の範囲

地方公営企業の予算における収入と支出は「収益的収入及び支出」とされる、いわゆる3条予算と「資本的収入及び支出」とされる、いわゆる4条予算とに区分される。なお、3条、4条というのは地方公営企業法施行規則第45条で定められている予算の様式「別記第1号様式」で定められているものである。

3条には当該年度の企業の経営活動に伴い発生すると予定されるすべての収益とそれに対応するすべての費用を計上することとされ、収入にはサービスの提供の対価としての料金を主たる収益として計上し、支出にはサービス提供に要する職員関係費、物件費、動力費、支払利息等の諸経費のように現金支出を伴うものや、有形固定資産などの減価償却費のように現金支出を伴わないものも計上される。これらは企業会計上の収益・費用と同じ概念となる。

4条には住民に対するサービスの提供を維持するとともに、将来の利用増に対応して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、現有施設に要した企業債の元金償還等の予定を示すものであり、貸借対照表の科目の増減として示されるものである。

4条予算にもとづく支出は、その趣旨から施設や設備といった固定資産の取得に充当されるものでなければならないが、人件費についても固定資産の取得のために支出するものであればこれに該当するものであり、当該職員への給与等を4条予算として計上し支出することになる。これについて金沢市企業局では4条予算として、つまり、固定資産の取得に要するものとして給与等を支払うことになる職員を「資本支弁職員」として分類し、平成24年度ではガス事業で18名、水道事業で23名、下水道事業で31名をその対象としている。

その所属別の内訳は表61のとおりとなっている。

表61 4条予算にもとづく支出における所属別の内訳（単位：人）

所属名	ガス事業	水道事業	下水道事業
安全対策室	1	1	0
企業総務課	1	1	0
検査員室	1	1	2
お客さまサービス課	1	0	0
建設課	12	18	24
維持管理課	1	0	0
ガス課	1	0	0
上水・発電課	0	2	0
水処理課	0	0	5
合計	18	23	31

ここに挙がっている所属ごとの分掌事務の概要は表62のとおりである。

表62 所属ごとの分掌事務の概要

安全対策室	危機管理の研究および体制の整備に関する事項、局災害対策本部に関する事項
企業総務課	情報公開及び個人情報保護に関する事項、職員の給与に関する事項、工事等に係る契約に関する事項、決算に関する事項など
検査員室	工事の検査に関する事項、指定物品の研修に関する事項、器材の使用承認に関する事項など
お客さまサービス課	ガス、水道及び下水道の使用申込等の受付及び処理に関する事項、ガス供給・水道給水・下水道接続の相談に関する事項など
建設課	ガス施設、水道施設及び下水道施設の計画及び建設に関する事項、下水道施設など
維持管理課	下水道管渠の維持管理に関する事項、ガス及び水道の本支管等の維持管理に関する事項など
ガス課	ガス製造施設の建設及び改良、維持管理に関する事項など
上水・発電課	配水施設の運転及び維持管理に関する事項、水質検査に関する事項など
水処理課	下水道施設の改良に関する事項、下水処理に係る放流水の水質管理に関する事項など

この分掌事務からすると、基本的には建設課、ガス課、水処理課以外の部署については固定資産の取得に関わる業務を行っているとは言い難く、これらの部署に所属する職員の人件費を4条予算で支出するべきではないといえる。なぜこのような取り扱いがなされているのかについては明確な

理由は無く、不適切な会計処理であるといえる。

具体的には、本来3条予算として、支出した年度に費用として計上すべき人件費が4条予算として支出され、固定資産の取得価額に含まれることによって、固定資産の取得価額が実態とは異なるものとなり、そのことは取得後の減価償却費も間違っているということになる。さらに、支出を行った年度における損益計算書に計上される人件費が過小となっており、費用の先送りがなされているといえる。つまり、人件費支出の実態が正しく決算書に反映されていないのである。このことは、同時に、地方公営企業法施行規則で定められている予算の作成ルールにも反していることになり、予算・決算いずれについても間違った処理がなされているといえる。

人件費の支給実態に基づき、適切に3条に基づく支出とすべきなのか、4条に基づく支出とすべきなのかを判断し、適切な予算・決算を作成していくことが必要である。

【指摘事項】

人件費の支弁について、所属する分掌事務に適合しない会計処理が行われているため、実態に基づいた、適切な予算・決算を作成していくことが必要である。

以上